産業競争力会議 実行実現点検会合(第40回)

(データ駆動型経済、未来投資、フィンテック等)

(開催要領)

1. 開催日時: 2016年3月31日(木) 14:00~16:15

2. 場 所:合同庁舎4号館共用第1特別会議室

3. 出席者:

髙鳥 修一 内閣府副大臣

岡 素之 住友商事株式会社 相談役

金丸 恭文 フューチャアキテクト株式会社 代表取締役会長

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 代表取締役会長

野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

三木谷浩史 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長

鈴木 淳司 経済産業副大臣

遠藤 紘一 内閣情報通信政策監

(議事次第)

- 1. 開会
- 2. 民間議員意見
- 3. 関係省庁による現状施策説明
- 4. 自由討議
- 5. 閉会

○髙鳥内閣府副大臣

本日は、シェアリングエコノミーの健全な発展、IoT時代にふさわしいサイバーセキュリティの確保といったデータ駆動型経済、未来投資分野に加えてフィンテックの重要課題を中心に御議論いただく。

シェアリングエコノミーについては、インバウンド需要の取り込みなどにおいて、非常 に重要な役割を果たすと考えている。一方で、個々の業態ごとに、解決すべき課題も多く 存在していることも事実。

例えば民泊では、私の地元では外国人が空き家や空いているペンションを買い取って、 届け出なしに外国人向けの民泊をしているという話を聞いた。その場合、ごみ出しの仕方 などもわかっておらず、町内会費も払わないため、結局そのフォローを町内会がやらなければならないという事態が起こっている。

UBER (ウーバー) 等のいわゆるライドシェアについては、これまでは免許を持たない人が、タクシー業を行うことは、安全性などの観点から、原則として認められてこなかった。単に規制緩和して、あとは自己責任だとすると、利用者の不安も高まるし、政府も無責任ではないかという言われ方をしても、私は仕方がないと思う。

先ほど申し上げた通り、世界的にシェアリングエコノミーが進んでおり、その流れに乗りおくれることによって、機会損失を生じさせてはいけないと思うが、単なる規制緩和ではいけない。時代の変化に対応した、新しい規制のあり方を構築するという視点をぜひ持っていただいて、まさに本日のテーマであるシェアリングエコノミーの健全な発展に向けた御議論をいただければ幸い。

最後にアベノミクス第2ステージの成長戦略の1つの柱である生産性革命の実現のためには、本日御議論いただく各分野の取り組みの推進は非常に重要。昨年12月の実行実現点検会合での御議論に引き続き、幅広い御意見を頂戴できれば幸い。

○広瀬次長

本日の点検会合では2部制で議論を進める。第1部では、シェアリングエコノミー、IT原則、サイバーセキュリティ、そして、第2部でフィンテックと商流データの利活用を取り扱う。

本日、第1部の関係では、経済産業省から鈴木副大臣、内閣官房から遠藤内閣情報通信 政策監、さらに有識者として、シェアリングエコノミー協会代表理事の上田祐司様、早稲 田大学ビジネススクールディレクター・教授である根来龍之様に御出席いただいている。

また、第2部の関係で、金融庁から牧島政務官、経済産業省から鈴木副大臣、そして、 有識者として、マネーフォーワード取締役Fintech研究所長の瀧俊雄様に御出席をいただく。 それでは、第1部の議事に入る前に、小林主査から、資料1に沿って御説明頂く。

○小林主査

資料1に沿って御説明を申し上げる。ここでは、第1部で議論するIT・データ利活用及 びサイバーセキュリティについて、主要な論点と、あるべき取り組みの方向性を説明する。

高鳥副大臣の御指摘にあったように、IT・データ利活用の具体例であるシェアリングエコノミーについては、新しい有望な経済活動として健全に育成していかなければならないことは自明。シェアリングエコノミーをめぐる問題の解決に当たっては、政府による規制に先立って、まずは当事者同士での実質的なルール整備や相互レビューの充実、損害保険の活用など、民間の合理的な自主規制が優先されるべき。その上で、民間の自発的な対応では足りない分野について、政府の必要な規制が行われなくてはならない。

また、シェアリングエコノミーの世界では、民間の活動実態が規制などに先行しがちであることを十分踏まえた上で、官民協働で、あるべきルールメーキングの姿を速やかに検討すべき。

IT利活用の2番目の取組としては、行政手続の原則電子化、すなわちIT原則への転換による利便性・効率性の飛躍的改善も極めて重要であり、日本の産業競争力の向上にとっても必須の課題であることは、明白な事実。今後いかに早く実現させるかというフェーズに入っているので、内閣官房IT総合戦略室による調査の結果も踏まえつつ、行政手続の原則IT化に向けた、法令改正などの作業計画を策定して、順次、実行すべき。特に起業や対日直接投資の推進など、民間投資を喚起して、経済波及効果の高い手続のIT化には、優先的に取り組むべき。その際、国民に真の利便性をもたらすためには、国と地方が足並みを揃えて、互いに遅れることなく、行政手続のIT化を進める必要がある。よって、関係省庁が一体となって、地方自治体などの後押しをし、業務や手続の共通化・標準化、自治体クラウドの活用などを促すべき。

また、起業や対日直接投資などの事業イベントごとに、また、子育てや引っ越しなどのライフイベントごとに、必要な行政手続を一覧できて、ITを利用してワンストップで対応できる仕組みを構築することが重要。

なお、これらのシステムの構築に当たっては、過去のIT化事例の反省点も十分に踏まえて、国民目線に立って進めることが求められる。

最後はサイバーセキュリティについて。今後IoT時代が到来するにあたって、あらゆるものがインターネットにつながり、常に大量のデータをやりとりすることが日常化することになる。これは生活の利便性や産業の生産性を大きく向上させるが、一方、サイバー攻撃が、国民の生活や社会秩序そのものを脅かす危険性が格段に高まっていることも忘れてはならない。

今やサイバーセキュリティは、生活と経済を支える社会基盤であり、政府はその確保に 責任を持つべき。同時に、サイバーセキュリティ対策は、単なるコストではなく、民間に とっては、企業価値を高める未来への投資にもなり得るとの前向きな認識が必要。その上 で、以下の3つの取り組みを進めるべき。一つ目は、サイバーセキュリティ産業を成長産 業とするべく、サイバーセキュリティに対する経営層の前向きな意識改革のもと、サイバ ーセキュリティを担う人材の需要喚起と人材育成を並行して進め、突出した才能を持つセ キュリティ人材に係る需要と供給の好循環をつくり出すこと。

二つ目は、重点的なサイバーセキュリティ対策の対象となる重要インフラの範囲や、安全な情報共有のあり方などについて、実効的な見直しをすること。

三つ目は、あらゆる機器がインターネットにつながる前提で、機器の製造・管理・利用など、全ての場面で、それぞれ必要となるサイバーセキュリティ対策を検討し、早急にガイドラインを整備するなど、官民協働で、具体的な措置を講ずること。

○広瀬次長

ただいま小林主査からは、3つの論点について御説明をいただいた。まずシェアリング エコノミーの論点について、2人の有識者の方々から御意見をいただく。

○上田一般社団法人シェアリングエコノミー協会代表理事

本日は、シェアリングエコノミーの健全性を高める取り組みとシェアリングシティーについて、資料3に基づき御提案をさせていただく。

4ページ目、5ページ目等々で、シェアリングエコノミーがいろいろな分野で広がっていることを記載している。

6ページ目は、もう少しかみ砕いて記載しており、シェアリングエコノミーというと難しい単語になってしまうが、例えばお酒を飲んだ人を代わりに送迎する、旅行中に犬を預かる、来た人に食事を食べさせる、泊まらせてあげる等、隣近所の助け合いとして自然に行われていたことが、スマートフォンやソーシャルメディアが普及することにより少額で、かつ多くのトランザクションを発生するような形で実現するのではないかと考えている。

端的に言うと、今までは無償で知り合いの間でだけ行われていたものが、大きなビジネスになり大きな利便性をもたらし、一方で今まで企業が進出できなかった細々としたところで、サービスとして成り立っていくのではないかと考えている。

そうした状況を踏まえて、シェアリングエコノミーの健全性を高める取り組みについて 御提案させていただく。シェアリングエコノミーには多くのジャンルがあるので、一律の 規制というのは、そぐわないのではないかと思っている。一方で、安全性は必要になるの で、民間の自主ルール整備による安全性の確保をしていくべき。

10ページ目に移るが、現在、シェアリングエコノミー協会にはシェアリングエコノミーのプラットフォーマービジネスを展開している数十社が加入しているが、各社ともに安全性を高めるために取組を進めている。例えば、保険の加入なども進めているところ。

実際、シェアリングエコノミー協会にも、保険会社3社に入ってもらっており保険の開発も同時に行っている。

11ページ目に移るが、以上の状況を踏まえると、民間によるガイドラインを作成する、 優良認定事業者の選定や優良マークをつくっていくのがよいのではないかと考えている。

行動規範やガイドラインについては、ヨーロッパで先行事例がある。一方、日本でもEC サイトであれば特定商取引の表記があり、Pマークであればプライバシーポリシーを掲示するというのと同様に、シェアリングエコノミー業界でもどういう方針でやっているのかということを各企業がしっかり考えて発表することを義務づけていくべきではないか。

また、PマークやISMSの例でいうと、取引する段階で認定マークがないと、相手方としてはどうしてもしっかりした会社とみなして取引をすることが難しいという効果がある。したがって、審査を経て合格したところには認定マークを付与していくというやり方が、各企業の自主努力に加えて安全性をさらに高めていく効果があるのではないか。

続いて、2つ目の提案であるシェアリングシティーの普及活動について。これは、シェアリングエコノミーの認定マークをつくった場合に各プラットフォーマーがなぜ認定マークを取得しなければならないのか、という動機づけの1つの理由になると思う。現在、地方自治体では人口が減る中で、サービスの提供が高コストになってしまっている。ここで

シェアリングエコノミーを有効活用することで、民間の力を活用しながらローコストでハイクオリティーなサービスが提供できるのではないか。

そのため、シェアリングエコノミーを自治体でも積極的に活用していくという構想を、 地方自治体レベルで打ち出していってもらうことを考えている。その際に、先ほどの優良 マークを取得したプラットフォーマーに限るということで指定していただければ、安全性 も同じく担保ができるのではないかと考えている。

次のページが、シェアリングシティーが解決する課題と経済成長領域。具体例として、子育てシェアをやっているAsMama(アズママ)は、主婦が自分の子どもを預けている時間にあわせて別の家庭の子どもを預かったり、高齢者が自分の空いている時間で子どもを預かったりしている。SPACEMARKET(スペースマーケット)では、東京湾の無人島である猿島を神奈川県から預かって民間に貸している。Huber(ハバー)、TABICA(タビカ)といったサービスでは、外国人観光客の案内をしている。

現在、地方自治体単位で観光にコストをかけているが、民間の力を最大限活用することによって、規模の小さい地方自治体でもサービスが提供できるのではないか。

○広瀬次長

続いて、早稲田大学の根来教授よりご説明頂く。

○根来早稲田大学ビジネススクールディレクター・教授

資料4に基づいて、概念的な整理をさせていただく。この資料でシェアリングサービスと言っているものは、使っていないものや余った能力の利用に関する、個人あるいは小規模事業者と個人の直接取引を仲介するサービス。したがって、よく誤認があるが、大規模事業者によるレンタル、例えばカーシェア、あるいはファッションレンタルのセルフサービス化は、入れて考える必要はなく、別の性質のものであると考えている。

この資料で最も言いたいことは、事業内容やビジネスモデルによって、規制の必要性は 異なるということ。シェアリングサービスといった場合、危ないのではないかという議論 がよく出てくるが、よく見れば危なくないものもあるので、どういう性質のものについて は規制が必要なのか、ということに関して概念的に示すことがこの資料の目的。

基本的にいかなるシェアリングサービスも、産業革新の可能性を阻害するので全面禁止はやるべきではない。しかし、リスクはやはり存在するので、それをどう考えるかということを主張したい。

2つのグラフのうち左側のグラフは、利用者・提供者保護の観点から、リスクをどう考えるかをマッピングしたもの。この場合、2つのリスクを縦と横の軸に置いている。

1つは、信頼性確保の程度。これは何かというと、提供者の能力が事前に品質保証できるかどうか。例えばAirbnb (エアビーアンドビー) の部屋がどういう部屋かということを、ちゃんと品質保証できるか、あるいは品質が悪い場合事後被害をどれだけ防げるかということ。保険制度があるが、保険は事故が起こった後の手当なので、完全に現状復帰ができるものではない。したがって、事後被害が大きいものは、リスクとなる。一般に、事前審

査やスコアリングで信頼性の確保がされているわけだが、完全ではないというところに一 定の規制の必要性があると考えられる。

もう一個は、信用性確保の程度で、これは信頼性とは別物。つまり、人をだまそうとする人、あるいは悪意ある人が入り込んでくる可能性を指している。例えばAirbnb(エアビーアンドビー)で、借りる側にも悪意ある人がいる可能性がある。そうすると、部屋を提供する人のほうが、今度、被害を受ける可能性があるので、そういう信用性確保の程度をマッピングしたもの。なお、この資料では事業者の名前が書いてあるが、あくまでも代表例として書いてあるだけなので個別の各事業者にリスクがあると言っているわけではない。

右上にいくほど、自主規制を含むもの。ここでいう規制には自主規制も含まれるが、何らかのコントロールがなければリスクがあるということを示したもの。例えば、一番左下にakippa(アキッパ)という駐車場の貸し借りサービスを載せてあるが、これは相対的にほとんどリスクがないもの。BUYMA(バイマ)やCoconala(ココナラ)もほとんどリスクがない。

従って、一気にすべてを規制することは避けるべきだが、こういう概念的な整理をした 場合に現時点で右上にあるものは自主規制を含む一定の規制が必要。

右側のほうは、今後既存産業の対応や転換をスムーズにする、という視点。もちろん産業の新陳代謝というのは必要だが、既存事業者が次々と赤字に陥るということは国民経済的に好ましくないので、スムーズに代替が進む必要がある。そうすると、脅威の程度が大きいところにはそれなりのコントロールが必要。

もう一つは、集合住宅の一室が勝手に貸されてしまう場合のように、周りの人が迷惑する可能性があるもの。こういった外部不経済があるものについては、私から指摘するものではないが、一定の規制が必要。それから、この資料には含まれていないがソーシャルレンディングについていうと、我が国ではP to Bの実例はまだないと考えているが、不動産のプロジェクトに対して、個人が融資するといった場合にも、一定の規制が必要と認識。

○広瀬次長

続いて、関係省庁から御報告をお願いする。

○遠藤内閣情報通信政策監

ITを利活用したC to Cの新サービスは今まさにどんどん出てきているところ。我々の捉え方は、これはただ経済を大きくするというだけではなくて、日本が抱える超少子高齢社会という課題に対する有効策にしていきたいということで、安心・安全・快適という生活環境の整備を目指すことを考えている。これによって、一億総活躍社会の実現にも資するということを目的にしている。

それから、こういった色々なサービスは、今後もさまざまな分野に拡大していく。その際、既存の業法を所管する個別の省庁では、有効な振興策やルールづくりは難しい。この点、内閣官房は、個別の省庁に属しにくいものについて省庁横断的に取組みを進めるという事務局機能を持っているので、本件についてもそれをやっていきたいと考えている。

○向井内閣審議官 資料5に基づき説明させていただく。

1ページ目に、内閣官房IT総合戦略室の「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会」における検討状況を書いている。昨年の10月から、第Ⅰ期・第Ⅱ期と検討しており、4月上旬に第Ⅱ期の中間整理の取りまとめを予定している。

2ページでは、民泊等について厚生労働省、観光庁等が主催で検討会を進めている状況 を紹介している。

3ページでは、既に周知の事実だが、ITを利活用したC to Cサービスは多数出てきているということ。

4ページ目に今後の振興の方向性。こういったITを利活用したC to Cの新たなサービスの登場は、まさに地方創生、一億総活躍社会への貢献に資すると考えている。こうした新サービスの萌芽期に、業法との関係によって、その展開を躊躇させることがないようにする必要がある。この点に関しては、民間団体等に自主的な対応を求めることが適当と考えており、政府としても支援していきたい。

5ページにある政府の支援策としては、シェアリングエコノミー協会のような民間団体に対して内閣官房IT総合戦略室、経済産業省、総務省が支援することで、自主的なルール整備を後押ししていきたい。今後、関係者を構成員とする協議会を設け、民間団体を中心とした自主ルールの整備等を含めて検討を進める予定。

検討事項としては、民間団体による自主ルールの策定と合わせて、シェアリングエコノミーサービスと既存の法律との関係を整理していく、ホワイトリストの作成のようなことを考えている。それから、シェアリングエコノミーサービスの振興支援策、こういうものから、自主ルールを考えていきたい。

○広瀬次長

続いて、経済産業省の鈴木副大臣から。

○鈴木経産副大臣

経済産業省では商務情報政策局がシェアリングエコノミーを扱っているので、前田審議 官から説明させていただく。

○前田経産省官房審議官

資料6に基づき御説明させていただく。

今、向井審議官から御説明があった通り、経済産業省としても内閣官房のリーダーシップのもとでのルールづくりに参画をしたいと考えている。

黒丸の2つ目だが、民間によるルールづくりに関する例示を申し上げたい。

この点検会合の1カ月前に制度化されたおもてなし規格では、各種サービス事業者が、客観的に決められたチェックリストのもと、顧客との接点であるフロントと、現場であるバックオフィスの効率性を同時に図るという手法をつくり、民間の認証機関が評価をしていくという仕組みをつくっている。また、電子商取引、あるいは情報財取引に関する準則、いわゆるガイドラインを既につくっている。これは平成14年ごろから取組を進めているが、

背景には、法令は必ずしも想定をしていない技術・市場の状況の中に入っていくので、既存の法律がどう適用されていくのかわからなくなることが問題意識としてある。そのため、ビジネスに予見可能性を与えるために、ガイドラインをつくろうということで、電子商取引のガイドラインをつくったもの。

全体の分量はかなりのボリュームになっているが、インターネットオークションでは、インターネットオークションの運営者と利用者の関係について、運営者が取引にどれぐらい介入するのかという観点から運営者の責任の範囲を明確にした。また、いつ契約が成立したのかという判断基準や関連する特定商取引法、景品表示法、古物営業法との関係を明確にするという要素もあり、毎年1回、関係省庁及び関係者の委員会のもと検討を進めている。

先ほどシェアリングエコノミー協会の方から御提案があったが、ソウルでは、シェアリングシティー・ソウルという構想を2012年に打ち出している。1つは、カーシェアリングのサービス。そのほか、公共庁舎の会議室・講堂、駐車場は、空き時間は全部開放する。住居空間にある高齢者と、住居空間が必要な青年との同居ということでのルールもつくられているようで、シェアリングサービスを提供する事業者に対し、補助金の支給をするという支援策も講じられている。

○広瀬次長

それでは、ただいまの御説明を踏まえて自由討議に移る。

○小林主査

昨日の改革2020の実行実現点検会合では、分散型エネルギーの中で、特に家庭の太陽電池や蓄電池をスマートメーター、スマートグリッド化して、あちこちに散在しているエネルギーそのものを全体でシェアして、極めて効率よく使っていくという話があった。この場合、C to CではなくC to Bになってしまうかもしれないので、定義としてシェアリングエコノミーに当たるものではないのかもしれないが、その辺にどう取り組んでいくのか。典型的なシェアリングエコノミーは、個人間の直接取引をネットでシステム化することだというのはわかるが、もう少し視野を広げると、そういうエネルギーシェアのような、日本らしいやり方というものも考えられるのではないか。

研究開発に限られたオープンイノベーションの先には、ビジネス全体を戦略的にオープン化していく「オープンシェアードビジネス」が存在するということを、私は以前から提唱している。そういう意味でのシェアードビジネスも、国として成長戦略の1つに位置付けてほしい。企業はどうしても自前主義にこだわってなにごとも縦割りになりがちだが、そういう風土を打破するという意味でも、もう少しビジネスをシェアするという方向に広げるのも1つの選択肢ではないか。

もう一つは人材の問題。サイバーセキュリティ、シェアリングエコノミー共に人材をどう確保していくのか。外国人も活躍できる環境を早く整備していかないと、対日直接投資なども含めて、物事が動かないのではないかという危惧がある。

○三木谷議員

私も20年前からインターネットビジネスをやっているが、スマートフォンの出現によって、社会のあり方が大きく変わったと思っている。例えば世界で最も利益を出しているトヨタの時価総額は20兆円。今Uber(ウーバー)の時価総額は8兆円だが、今後車は電気自動車がメインで、自動運転が普及していくということを考えると、自分で買って運転するという時代から、シェアする時代に変わっていくと世界の投資家は見ているということではないか。

今Uber (ウーバー) がやっているビジネスというのは、これは過渡期のものだと思っている。今後は、完全に自動化された車が道路をふつうに走っている時代が、10年か15年以内に来る。

今日本の自動車メーカーは自動走行に非常に後ろ向きだが、海外ではBMW、GM、Fordが自分でサービスを提供している。すなわちタクシーがライドシェアに変わるという話ではなくて、社会のプラットフォームのあり方が変わるという話だと思う。

それに対して、我が国は後手に回っていて、世界の投資家からは無視されている。日本はどうせ変わらないと思われている。これは非常に重要なポイントで、日本が、今後到来する新しい社会構造に、安倍内閣のもとで本当に向かっていくのかということを世界が注視しているということ。

この点で韓国と日本は非常に遅れている。Uber (ウーバー) 創立者のトラビスは、世界で3,000以上の訴訟を起こされていて、合計すると彼の刑期は3,000年になる。ところが、彼はそんなことは関係ない、俺はやるという反骨精神を持っているわけで、イーロン・マスクにしても、俺たちはイノベーションを起こすのだ、という意識を持っている。日本は、車を保有する時代は終わるという前提で、物事を考えたほうがいいのではないか。

世界の先行事例であるUber (ウーバー)、Lyft (リフト)、Didi (ディーディー)、01a (オーラ) といったサービスによって、どれだけの事故が起こっているのか調べたほうがいいのではないか。ほとんど事件はないはず。

タクシーより、ライドシェアのほうが安全ということ。それはなぜかというと、レビューシステムがあるから。乗車した後に、このドライバーはよかった、悪かった、と評価をするが、あるドライバーは悪かったというと、どこが悪かったのか連絡がくることもある。この場合、ドライビングレコーダーは特に必要なく、スマートフォンでどういうルートを通ったかチェックされることになるし、どういうレビューがついたか、全部可視化されることになる。

今までは、国が許認可を与えて安全性を担保していたわけだが、その機能をレビューシステムが代替している。現実として、ライドシェアはタクシーよりも事故は圧倒的に少なく、サービスは圧倒的でもっとホスピタル。

なおかつ、方向性としてAIを活用した自動運転になっていくことによって、運転手は要らなくなり、酒気帯び運転もなくなるしあらゆる交通事故のリスクも減る。産業競争力会

議としては、ライドシェアの危険性に関しては世界的なデータを見ればよいのであって、日本が最先端のシェアリングソサエティーになるという観点から、これを積極的に推進するべき。もう一つ、ホームシェアも全く一緒の問題なのではないか。我々は楽天トラベルをやっているので、自分で自分の首を絞めるわけではないが、このホテルは汚かった、行ってみたら、カーテンが汚かった、サービスが悪かったといったクレームはたくさん来る。しかし、我々のサービスもレビューシステムで質が担保されており、Airbnb(エアビーアンドビー)と一緒。Airbnb(エアビーアンドビー)は、利用者側が泊まるところを選ぶだけではなくて、提供者側が泊まるゲストも選べる。そのため、泊まった後に、宿泊者がレビューされることで、迷惑をかけて部屋を汚した、騒いだというと、その人のレーディングは下がって次から泊まれなくなる。泊まるほうもきれいに使わなければいけないという意識が作用する。

日本でも、私の友人たちはAirbnb(エアビーアンドビー)で部屋を貸している。これを規制するのは、現実的に無理なので、世界標準に合わせていくべき。私の友人が自分の家を貸し出したときに、インドネシアから来た家族は雑巾をかけて帰った。その理由は、いいレーディングをつけてもらうことで人気のところに泊まりやすくなるから。グローバルなトラベラーというのは、今やホテルではなく、Airbnb(エアビーアンドビー)を利用している。

例えば、私の子どもは学校の修学旅行で四国の漁師町で民泊を利用したが、非常に楽しかったとのこと。ホテルに泊まりたい人は、ホテルに泊まる。一方で、ホームシェアのように、いろんな形で他人の家に泊まるということを、もっと広範囲に行っていくのも一つの方向性。

この流れをいい方向に持っていくためには、信頼をマーケットプレイスで担保する必要がある。例えば、我々がやっている楽天市場の場合マーケットプレイスで担保しているが、もし発送に問題があったら、店舗が悪いのではなくて楽天市場が悪いという話になる。もし問題があった場合、我々は場所や時間が何であろうと、倉庫まで行って確認を行う。この前は、ホワイトデーに商品を発送できないということで、大阪の支社から四国の香川県まで夜中に20~30人を投入して何とか対応した。そうしないと、楽天市場のレピュテーションが下がってしまう。Airbnb (エアビーアンドビー) の場合でも、事故が起こった場合、社会的にはAirbnb (エアビーアンドビー) の責任になって、誰も使わなくなる。これもデータを調べてもらったらいいと思うが、ほとんど問題は起こっていないというのが事実ではないか。

周辺地域から苦情が出るという問題は、基本的にはプラットフォームで適切に対応していくべき。これは世界的にもそうなっているし、もしそういうことが嫌なのであれば、賃貸条件の中に、この物件は他人に貸与してはいけないと、契約に入れればいい話。

それから、地域によっては、我が村はそんなものは嫌だというケースがあるのであれば、 村の条例で禁止すればいい。一方で、うちは、おじいちゃん、おばあちゃんがいっぱいい るので、どんどん来てもらって農家にどんどん泊まって欲しいということであれば、自治 体の判断としてどんどん推進していけばいいということで、それは基本的に地域で決めて いくべき。

○広瀬次長

続いて小林主査から。

○小林主査

前向きな可能性についてはまさに今三木谷議員から御指摘があったとおりだが、以前の 実行実現点検会合で、シェアリングエコノミーが普及すると、GDP的には6兆円、10兆円増 というような経済効果があるという話があったと記憶している。しかし今後、例えば車に ついてシェアが進むと、自家用車の稼働率が3%程度にとどまっているという現状がある 中で、新車販売台数は相当減っていくのではないか。

○三木谷議員

それはそうかもしれない。

○小林主査

そうなると、自動車産業における新車販売台数のような数量的指標はどんどん悪化していく可能性もある。一方で、シェアによって人々にとっての効用は上がっていくのだが、GDPという計測基準で考えたときには、本当に数値が上がっていくのか。これはホームシェアも同様だが、その辺はどう考えればよいのか。〇三木谷議員 まず、ホームシェアのメリットは明らかであって、今楽天も楽天トラベルをやっているが、特に都市部ではホテルが足りていない。今後、東京オリンピックになると事態はより深刻になることが容易に想定されるので、追加的な需要に対応する必要があると思っている。

次に、自動車分野に関しては、電気自動車化するかどうかが我が国にとって一番大きなポイント。原油価格が下がっていっているということは、これから化石燃料の時代は終わって、基本的に電気自動車の時代になるとさまざまな人が判断しているから。どうしたとしても、来るべき時代に備えざるを得ないということ。

これは、ビデオストリーミングが出てきたときに日本のテレビ局・映画業界と、アメリカのテレビ業界・映画業界がとった態度とすごく似ている。日本の場合、自分たちはそういうところにコンテンツは出さないというスタンスを取ったが、アメリカの場合はどうせやられるのだったら、自分たちが先にやるというスタンスだった。本来であれば、日本の自動車企業がどんどんライドシェアリングに進出していって、自分たちがやればいい。

高齢化社会を迎えた日本で今問題になっているのは、高齢者が自分で安全に運転できる間はいいものの、そのあとはどうするのかという話。そのときに、タクシーを呼ぶのかというと、必ずしも毎回そうというわけにはいかないので、専用サービスが必要になる。こういったサービスの創出による需要増が、新規の自動車販売台数の減少分を全て補っているかというと、そこまではわからないが、移動ニーズはかなり巨大なマーケットではないか。世界の市場規模もかなりのものになるはず。

極論を言えば、タクシーや電車を無くしてしまえば、新規で自動車が売れるのかといえば、多少は売れるかもしれないが、本質的にはそういう話ではないはず。電車に相当するような、市民の足を支えるあらたな交通手段が出現しようとしていると認識するべき。

○金丸議員

三木谷議員が熱弁を振るわれたので、私も応援しなければいけない。今日の議論ではいくつかポイントがあったと思うが、新しいルールを誰がデザインするかというポイントがある。先ほど経産省のペーパーにもあった通り、ありとあらゆる分野でシェアリングというサービスが考え得るので、政府がやることが前提、という考え方に立つべきではない。なぜそう思うかというと、多様なサービスがスピーディーに出てくることを想定すると、あらゆる場合において政府の対応を待っているとしたら、全て日本は取り残されることになってしまう。今もまさしくそうで、シェアリングエコノミーの入り口の議論でスタックしていて、現実の業法の修正で対応しようとすると、相当な時間がかかる。

三木谷議員の話にもあった通り、アメリカのシェアリングエコノミーサービスの創業者たちに会うと、彼らは自己責任でリスクを背負ってビジネスモデルを考え出してきた。我々は、向こうが出してきたビジネスモデルをうまく活用すればいいのに、向こうから出てきたものが上陸することにあたふたしていて、精神的な状態は江戸時代とほとんど変わらないのではないか。

このままでいくと、私たちは世界で起きている技術革新を享受することを拒否していることになりかねない。あるいは享受したとしても、最も小さく、あるいはタイミングを逸して享受する。そうすると、新しくデザインした法律を考えたところで、常に後手に回るのではないか。

きょう、上田氏から、業界の自主規制といったお話があったので、シェアリングエコノミー協会のような団体が質の高いガイドラインをどんどん出し続けて、利用者とコミュニティーで起きそうなトラブルなどを極小化していく努力は、ぜひやっていただきたい。

そこで政府は何をすべきかというと、殊さらトラブルが起きたということを大きく取り上げて、それを拡大解釈して対応方針を決めるというのは、やめたほうがいい。私も同じようにタクシーで事故にあったばかりなので、タクシーが安全というのだったら、免許の与え方をそもそも変えるべき。実際にはタクシーが絶対に安全というわけではないだろうと思うので、何が真のニーズなのかについては、検証すべきではないか。

技術革新を享受することが遅れていると申し上げたが、そもそもシェアリングサービスの提供を可能にしたのは、リアルタイムで利用者と供給者がコミュニケーションできるから。都合が悪くなったとか、いろいろなことが起きてしまうのだけれども、それもコミュニケーションできてしまう。しかもメールではなくて、リアルタイム性のあるチャットでできてしまう時代なので、相互評価が瞬時にできる。その中に含まれているイノベーションにもう少し目を向けていただきたい。

既存のプレーヤーは、新しいサービスが出てきたからといって守りに入るのではなくて、

自分がそのプレーヤーになって、今申し上げたリアルタイムの情報交換のツールを、ライバルの新規参入者と同等のものを早く持てばいいだけの話。持たないで、自己産業内、自己企業内にイノベーションを起こしていなくて、新しい人の芽を阻害するという行動をするのは、いかがなものか。政府がやることは、最小化するという方向性でデザインしていただきたい。しばらくは、寛容な観察を行政もしていくべきではないか。

○三木谷議員

一番重要なことを言うのを言い損ねていた。1つは、ホームシェアの件。現在、政府部内の検討は簡易宿所の要件を緩和する代わりに、ホームシェアをやろうという人たちに登録を義務付けていくという形で認めようということになっていると認識しているが、これは結構ハードルが高い。この場合、基本的には旅館業法の中で手当てしようとしていることになるが、そうではなく、新たなルールの形でやらせていただきたい。

それから、我々の試算ではホームシェアの経済効果は、少なく見積もっても、約10兆円はある。ライドシェアについていうと、資料2にLyft(リフト)による経済効果という資料が20ページからついているが、働き方の多様性をもたらす効果がある。今までは、例えばアーティストであったり、自分のやりたいことを追及している人は、フルタイムの仕事につきにくかったのが、すき間時間を活用できるようになった。Lyft(リフト)の場合、40%のサービス提供者がエンターティナーやアーティスト。

また、簡単に移動サービスを享受できることによって、自動車の生産台数は減るのかも しれないが、大幅な移動時間の節約ができるというメリットがある。 それから、ちょっ とした雑用をしたいが、タクシーに乗るまでではないといったときに、簡単に移動ができ るようになる。

なお、ライドシェアの安全施策は、むしろタクシーより厳しい。車のチェック、犯罪歴のチェック、運転記録のチェック、といった観点で取組を進めることで、さまざまな形での透明性を拡大している。例えば、身分証明書や運転手の写真がアプリケーションの中に出ているが、タクシーの場合乗るまで誰が運転しているのかわからない。ライドシェアの場合、相手のドライバーが誰かということがわかっているし、GPSによって、常に車両を追跡している。むしろライドシェアのほうが、現実的には安全であるというのが現状。実際に乗ればわかるが、ニューヨークに行ってイエローキャブに乗るのか、それとUber(ウーバー)に乗るのか。この場合、明らかにUber(ウーバー)あるいはLyft(リフト)のほうが安心。日本のタクシーの運転手さんはほぼみんないい人たちだが、中にはやはり変な運転手さんがいる中において、その人たちに対して、基本的にバッドレビューをつけるすべがない。一方、ライドシェアの場合そういう人たちはすぐに排除されていく。

○野原議員

95年以降ずっとインターネットビジネスに関わり、分析してきたという立場から、幾つか申し上げたい。基本的に三木谷議員や金丸議員が言っていることと、結論は同じになるのだと思うが、ユーザー側を見ていても、こういうシェアリングエコノミーのサービスを

しっかりと育てるというのは、とても重要。

最近の20代、30代の価値観は、私などの世代の価値観とはかなり違うということを強く感じる。一番違うのは、新品のものを買うということを喜ばないということ。それよりも、自分で買わないで、その生活が幸せにできたら、そんないいことはないと思っている。最近はやっている言葉に、シンプルライフという言葉があるが、家の中は、家具がすごく少なくて、物もすごく少なくて、すっきりとした中で生活をしている。とはいえ、いろんな物が必要なので、季節外の物などをレンタルスペースに入れて、必要なときにとりに行くみたいなことまでやって、部屋の物を減らしているという人もいる。シェアリングエコノミーサービスの中には、余計なものをレンタル倉庫に預かり、売りたくなったらネットでの販売を代行してくれるサービスもある。新しいものを買うというのはうれしいとは限らないので、それよりも、物を持たないでミニマムな生活を送ることに大変価値を持っている世代というのが、ふえてきている。

そういう人たちから見たとき、今回のシェアリングサービスの多くは、とてもよいサービス。こういった考え方の人たちが出てきたということも、ITの進化の中で、スマホが普及して新しい環境が出てきたということと、表裏の関係だが、そういう人々の価値観の変化を考えても、シェアリングエコノミーの環境をしっかり整備していくことは重要なこと。こうした変化は、人々の価値観の変化だけではなくて、今までに起こってきた音楽ビジネスの変化などを考えても、そんなに恐れる必要はない。音楽ビジネスや映像ビジネスというのは、以前はCDとか、DVDなどのパッケージを買って、それを棚に並べて、たくさん持っているということに喜びを感じたり、その前はレコード盤をいっぱい並べて音楽が好きだと思っていたわけだが、最近はみんなネットでダウンロードをしている。しかも、それはほとんどただに近い金額で買うのだが、彼らも音楽は愛している。実際に一番楽しいのは、コンサートに行く瞬間で、コンサートのライブに参加して、一緒になって踊ったり、あるいはグッズを着て楽しむ。全部を合わせると、結構な金額を音楽に使っていたりするという状況がある。結果的に、音楽産業の構造変化が起こり、パッケージ販売中心からネット販売とコンサート、グッズ販売等がカギとなるビジネス構造へと再構成が進んでいる。シェアリングエコノミーの登場もそういった過程の1つなのではないか。

従って、三木谷議員と金丸議員が言っていることには全て大賛成で、政府がどうすべきかということはIT総合戦略室の資料の最後のページにも書いてある通り、シェアリングエコノミー協会等の民間団体を中心にして、民間の自主性に任せて、自主的なルールを整備していくことを中心にして、経産省、IT戦略室、総務省などは、それを横から支援する、ミニマムな形で支援するということを、徹底してやることが重要。できるだけ邪魔にならないようにサポートすることによって、民間の活力活性化につながるし、結果的にシェアリングエコノミーが大きく育つはずと考える。

○岡議員

規制改革会議では、シェアリングエコノミーを健全に発展させるべきであるという、大

きな考え方に立っている。その上で、具体的なテーマとして、今挙がっているのは、民泊とライドシェアについて会議の中でもいろいろ議論をしている。ライドシェアというのは、 先ほど三木谷議員から指摘があったように、これを突き詰めていくと、利用者とドライバーの関係になる。だから、利用者がよければ、それでよいし、悪ければ、悪いと言えば済む話だと思っている。

一方、民泊は利用者と提供者といった当事者だけではなく、いわゆる周辺住民が関係者として登場する。外部不経済という言い方をしているが、そこが絡んでくるところがライドシェアとはちょっと違うということで、規制改革会議としては、まず民泊から議論を深めようとしており、先月公開ディスカッションを行った。関係者として、旅館業界、Airbnb(エアビーアンドビー)の日本代表も来たし、新経連にも来てもらった。

議論の中で少し不安になったのは、Airbnb (エアビーアンドビー)の日本代表の方から、 私たちはそこに場所を提供しているだけで、あとは当事者の問題ですという発言があった こと。これには、若干首を傾げるところがあったが、新経連から来た人は、そういう外部 不経済の問題に対して、私たちはきちんと対応する、場合によっては登録制や許可制にし ても構わないという話まで出てきて、そこのところは印象が変わった。先ほどの上田氏の 話は新経連の話と非常に近い。

民泊を健全に発達させなければいけないことは、もうはっきりしている。実際にいい方向に進んでいくかは、外部不経済問題がプラットフォーマーの自主管理のもとでしっかりとできるかどうか、そこにかかっていると思う。

先ほど金丸さんからも指摘があった通り、公開ディスカッションでも反対とおっしゃっている旅館業界の方々に対して皆さんも民泊をやられたらどうですかと河野大臣から指摘があった。それと同時に、今までの旅館業法は色々な規制があるのでイコールフッティングの観点から規制を緩和してもらいたいといった話も出てきた。その点は、私もそうかもしれないと思う。したがって、旅館業法のついても、場合によっては多少の見直しが必要かもしれない。一方、民泊というのは、また別のカテゴリーの話。別のカテゴリーの話をどのように発展させるかというときのカギは、当事者だけでなく、周りの人々に対する問題をどう解決するかということに尽きると思う。当事者だけであれば、先ほどのように、汚い、きれい、ここはもう行かない、この客は悪かったら外すという話で済むが、そうではない問題が民泊にはある。上田氏の説明にもあった通り、外部不経済の問題をどう解決していくかという点が、民泊を健全に発展させていくためのカギではないかと考えている。この間の公開ディスカッションを経て、規制改革会議の中でもそういうイメージでとらえているところ。

それから、三木谷議員が指摘した簡易宿泊所の件については、当面国交省と厚労省が進めている「民泊サービス等の在り方に関する検討会」が、短期的課題としては簡易宿泊所の要件を緩和する代わりに登録を求めるという、旅館業法の枠の中でとりあえずやろうとしているが、これは当面のつなぎになるか、ならないかぐらいの話。本質的な話はその先

にあって、いわゆる民泊をどうやって健全に発展させるかというところではないか。

ライドシェアについても、あるタクシー会社は、既にライドシェア的なサービスを開始している。ライドシェアについては、規制改革会議としての見解はまだ出していないが、 民泊については、一度出したところ。近々、公開ディスカッションを踏まえて、会議の中で議論して、まとめようと思っている。

○広瀬次長

上田・根来両氏から一言ずつコメントをいただいて、その後、内閣官房、経産省から一言ずつお願する。

○上田一般社団法人シェアリングエコノミー協会代表理事

少し補足させていただくと、airbnb、Uberともにシェアリングエコノミー協会に入っておりまして、今回こちらの提案をつくるに当たってもディスカッションをしているの。その際に、当然外部不経済も含めた問題をどう提言していくのかというのは議論をしており、airbnbからもシェアリングエコノミー協会がつくっていくガイドラインには従う方向であるということはおっしゃっていただいている。

全体論に戻るが、にスマートフォンが普及したことで、他人同士が集まって経済活動をしていくという世の中から、スマートフォンでいつでもつながる時代になって、言わば大家族のような時代になってきた。家族の中だったら当たり前のようにシェアして、何かあれば送迎したり泊めたりという時代になっていると思うが、本当にスマートフォンで赤の他人も含めた形で大家族になって、みんなが融通し合う、みんなが助け合う、そういうような世界観を本当につくっていけるチャンスだと考えている。そのための健全な発展というのは、当然頑張っていきたい。

○根来早稲田大学ビジネススクールディレクター・教授

私は規制の話をしたので、規制賛成派のようなニュアンスで受けとられたら心外だなと思ったので、そこだけ補足しておくと、基本的に法的規制はないほうがいい。自主規制を中心でやったほうがいい。それから、外部不経済の問題も、スコアリングは私は100%完全ではないと思うけれども、その問題も結局は中間業者のレピテーションリスクという問題があって、問題を起こす事業者というのは結局ユーザーが使っていかなくなる。なので、airbnbであろうがUberであろうが、トラブルを起こしながらも大きくなる過程で必ず実際にお客さんを得るためには、レピテーションの問題があるから健全な方向に行く。結果としては、放っておいてもそんなに大したことにはならない。ただし、小さな事業者がいろいろその過程でよからぬことをする可能性があって、そこで創業者が傷ついたり、事業者が傷ついたりする。その問題に関する一定のケアは必要。だから、育っていく過程で結果としてはレピテーションがあるから、意外に外部不経済の問題も信頼性の問題も事業者はちゃんとやっていくはず。

○向井内閣審議官 特に民泊の場合は典型的ですけれども、既存の規制は今の旅館業法を 見ればわかる通り、新しいサービスはほとんどの場合は違法になってしまう。そういうも のをまずどうしていくかというのが出てくるのはある意味仕方がないので、そこのところはちゃんと穴を開けてやる必要はある。それを考える上で必要なことは、民泊はいろいろな議論が進んでいるが、純粋なCtoCの話。

例えば、実際に家主が住んでいて貸す場合、あるいは住んでいないけれども、個人が年間に何日か貸すような場合、もしくはほとんど全く住んでいない投資した物件が丸ごと空いているので1年間ずっと貸したい場合。さらには、マンションの1棟貸しまであって、それを同じ文脈で議論をするから話がおかしくなる。

そういう意味では、実際に民泊と言われているものの中でどういうものがあるのかをちゃんと整理した上で、それにふさわしいものにしていく必要があるのだろう。その中で最も典型的なCtoCについては、できるだけ規制をかけないほうがいいのではないか。

もう一つ、三木谷議員の話で非常におもしろいなと思ったというか、やはり日本の役所は基本的に評判や評価で判断するという頭を持ちあわせていないところ。これは今までの欠陥で、例えば社会保障サービスなどでも資格のある人間を何人置けばいいとか、そういう頭の構造だった。その代わりに、評判やユーザーの感想をちゃんとフォローしていけば、サービスの水準などは、いちいち保育士を何人置かなければいけないとか言わなくてもいいのではないかと個人的には思っていて、これも多分共通するような話だと思う。

〇三木谷議員

あとは海外企業がやってしまうと、日本の所得が減るということ。利益のほとんどはア メリカ企業がとっていって、日本の法人税の税収がどんどん減っていく。

○前田経産省官房審議官

民間主導でルールということが一番重要。3%しか利用しない車は要るのかという話があったが、3%しか回転しないものをそもそも買うほうがおかしいのだという考え方になって、それが自分の移動ではなくて、ほかの人の移動も含めて、資産効率が上がれば、新しい購入動機になるとも考えられる。また、ある程度いいところにお金持ちを泊めたいと思うと、住宅投資がふえたりするかもしれない。したがって、そこも資産効率を上げるということで経済の回転をつくるというのが基本的な考え方としていいのではないか。

○遠藤内閣情報通信政策監

一言だけ。私は民間出身なので、ニーズがあるのに、それに答えてはなぜいけないのだという感覚。ただし、そのときに既存の業界を毀損するようなことがあるといけないので、既存の業界も闘えるようにだけはしてあげなければいけないということさえセットにすれば、全体としては必ずプラスになる。私もそういうことを何回も経験している。もともと持っていた製品よりもすごく安くていいのが出てきてしまった場合、仕方がないのでそれをキャッチアップするか、追い越すようなことを一生懸命に努力する。それが活性化のもと。今までのままでいいなど、そんなばかな話はない。それで賛成派になっている。

○三木谷議員

いい流れになってきた。

○広瀬次長

シェアリングエコノミーに関して、この新しい分野をどうやって健全に育てていくのかという観点から含蓄のある御議論をいただいた。関係省庁及び事業者も一緒になって、新しい成長戦略に向けて、どんなことをやっていくのかということも含めて、また検討を続けていきたい。

○広瀬次長

それでは、次にIT原則への転換のテーマについて。最初に、内閣官房から御報告をお願いする。

○遠藤内閣情報通信政策監

資料7に即して、前段だけ私からご説明する。平成26年に、IT総合戦略室で政府・自 治体が所管している各種手続の棚卸し調査を行った。10年前に調査して以降、状況を把握 していなかったので、現状デジタル化、電子化できている手続がどのくらいあって、書面 が原則の手続がどのくらい残っているのかということが見えてきた。そのため、これに基 づいて各省庁が電子化を進めていこう、という方向性にした。

ただし、ご存知の方も多いと思うが、以前申請手続は全部電子化しろという方向で進めた結果、使っていないものまで含めて電子化されてしまって、結果としてコストだけがかさみやめてしまったという苦いトラウマがある。そのため、よく使われている申請の手続を進めていこうという方向でやっている。

一方で、オンラインでの申請が可能な手続の数は確かに多いが、オンラインと紙の手続が併存しており、紙での処理が多いというものがいまだに結構残っている。こういったものについて、幾つかサンプルを取り上げてなぜオンラインで処理がされないのかということを調査している。

その中の一つとして、子育てがあるが、子育て関連の手続は自治体によって名称、形式ともにさまざまな形で行われている。これを、今しらみつぶしに調べてモデル化をしており、他の手続について同じように進めることができれば、オンラインの利便性がよく上がるようにできそうという感触を持っており、IT総合戦略室でやり始めたところ。

○向井内閣審議官

今回の全数調査の速報版の数字を資料7に載せているが、オンライン不可の手続は特に 地方-民間のものが非常に多い。

取組状況としては、手続件数等の規模、民間のニーズ等から、有効な手続を抽出しており、それに基づき各省と議論をしているところ。さらに、今遠藤CIOから話があったように、オンライン化されていても依然として紙での処理が多いものについても、現在各省と背景事情を検証しているところ。

子育てワンストップの検討については、オンライン化が進まない要因、オンライン化された手続が使われない要因を現在重点的に調査しており、その結果を踏まえて検討課題を

整理し、立ち上げた子育てワンストップ検討タスクフォースにおいて、検討を進めていく。

子育で分野のオンライン化が進まない主な要因を把握するために、子育で分野の約70制度について調査しているが、添付書類が多い、電子的ツールが普及していない、あるいは用紙が違う、業務フローが違う、この手の話が大宗。

現在、マイナンバー制度等を活用してマイナポータルや情報提供ネットワークを活用した添付書類の削減や電子化を進めることを検討しており、マイナンバーカードの普及や公的個人認証の拡充を進めていく。特に公的個人認証、マイナンバーカードをスマホ、タブレット端末で利用できるようにしたい。その際、マイナンバー制度を活用して窓口間、自治体間の情報連携による申請様式の統一や業務フローの標準化を推進する。特に児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援等の手続を対象に、自治体関係者、有識者を交えて解決策を具体的に検討しているところであり、7月にタスクフォースの検討結果を取りまとめる予定。各種手続について一番難しい点は、あくまで自治体の話だというところ。今回、私たちはそれを乗り越えて、自治体に足を踏み込んでやっていきたいと考えている。

○広瀬次長

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、自由討議に移る。

○岡議員

向井審議官から自治体の話が出たので申し上げる。子育ての母子手帳を中心として、例えば前橋市の取組は結構進んでおり、母子手帳から入って子供の健康をずっとフォローしていこうとしている。具体的には、今使っているIDナンバーをマイナンバーに切りかえようとして、取組の最先端をいっている。そういう成功例、成功しつつある例を紹介して横展開することもぜひこの動きの中で御検討いただきたい。

○三木谷議員

先ほどのシェアリングエコノミーの話と混じっているが、我々の主張は終始一貫していて、対面・書面原則を撤廃する基本理念の法定化をぜひお願いしたい。これは産業競争力会議の事務局にずっと頑張っていただいているが、なかなか実現しない。今向井審議官からコメントがあったとおり、さまざまなところで、実際にデジタルを使おうとするとだめにあるということが多々ある。基本的には理念法ということになるのだと思うが、その基本法を是非取りまとめていただきたい。

それに基づいて、私の資料に現在課題があると認識している具体的事項が記載している。主要なものとしては、不動産取引の重要事項説明におけるITの完全解禁や、医薬品の対面規制がある。医薬品については、一般用医薬品の劇薬指定以外は基本的には認められているが、処方箋薬等に関しては認められていない。このあたりを改善していくことによって、日本の医療費支出が大幅に削減できるのではないかと思っている。時に必要な分だけ出すということと、市場原理を働かせるということではないか。

その次に、非常にわかりやすいところで言うとデジタル教科書の承認という問題がある。 今、教科書は紙でなくてはいけないということになっており、同じ内容のものをデジタル にしても、これはだめという整理。一部は例外があるようだが、基本的にはだめであるということになっている。正直に言って、これは本当に大きな利権だと思う。毎年内容はほとんど同じで、例えば算数の問題では内容がたいして変わらない。教育に関しても、どんどんデジタルを使っていくべきである。

この問題に関しては、単純にデジタルを活用することでコストがセーブできるということだけではなくて、学習効率が7~8倍上がると言われている。個人に最適化された教科書が出てくることで、例えば覚えている単語は教科書に出てこないところから、アダプティブラーニングまで広がる可能性がある。これは野原議員のほうが詳しいかもしれないが、何が進まない原因かというと、教科書を書面と言うかどうかは別として、紙が原則になっているということが大きい。デジタル化することによって、単純に効率化されるということではなくて、日本の社会の力自体が大きく上がっていくと思うので、ぜひ推進をしていただきたい。

○小林主査

子育ての議論の前に、まずマイナンバー制度そのものが今どういうフェーズにあるのか、 簡単にレビューをしてほしい。

○向井内閣審議官

マイナンバー制度は今年の1月から開始されており、マイナンバーの通知はほぼ97%が済んでいる。現在、税の分野で証券取引や、いわゆる講演料の支払いといったものについて既にマイナンバーを告示するようなことは発生している。もっとも、大がかりに出てくるのは、年度の変わり目の雇用保険の資格喪失と資格取得のタイミング。したがって、今日、明日がマイナンバーが大々的に世の中で使われる最初の事例。

一方で、マイナンバーカードは、約1,000万件近くの申請が来ている。市町村には700万枚くらいは送付済みだが、市町村で500万枚くらいが滞留していて、実際に配られているのは200万枚。その背景としては、新聞に出ていたとおり、システムの不具合等があって、なかなか末端でうまくいっていないという事情がある。ようやく最近回復してきたかなという状況になので、あと3カ月くらいで1,000万枚近くは配れるのではないか。

それから、1,000万枚マイナンバーカードが普及すると、いわゆるマイナンバーではない公的個人認証の活用について、民間の利活用が収益を出し得る水準に入るだろうということで、民間からの引き合いがかなり出ている。現時点では、いわゆる認証プラットフォームに関する許可を3件総務省から出している。それは、どちらかといえば実証事業のためのようなところがあるが、一般的ないわゆる認証系の民間会社から申請が来ており、こちらについても近々許可が出るのではないかと思っている。したがって、民間領域で言えば、公的個人認証の利活用がマイナンバー制度の中では本筋になってくるのではないか。

○岡議員

先週、マイナンバーカードをもらうために目黒区役所に連絡したところ、窓口が話し中で予約するのに1時間かかった。これは、IT総合戦略室の所掌かどうかはわからないが、

私が今心配しているのは以前遠藤CIOからお伺いした通り、いわゆるマイナンバーそのものについては、かなりの水準のものになりそうだということで、非常によかったと思っていたが、マイナンバーカードの話になってくると、これは別の話。まず予約をして、役所の窓口に本人が行かなければいけなくて、必要な書類を持っていかなければならないとなると、果たしてどれだけの国民がカードを持ちたいと思うか不安になった。

私は1時間半粘り強く電話をかけたので何とかなったが、途中で諦めてしまうひともあるはず。現場への指導として、カードの交付を受けたいと思っている方がさっと行けるような指導を現場にしていただきたい。地方と東京23区で事情は様々かもしれないが、そこは自分自身が先週経験したものだから申し上げておく

○向井内閣審議官

所管は総務省になるが、私のところではマイナンバー全体を見ているので、私の責任でもある。市区町村によって対応はかなり違うようで、気のきいたところは窓口を7時まで開けておいたり、土日も開いたりしている。土日もシステムは動くので、市区町村がやる気になれば、土日も対応可能。

○岡議員

私の場合でも、交付されたカードを取りにいくのは土日も大丈夫だった。問題は、交付 を受けるための予約をとるのが平日の朝9時から夕方5時までという点。

○向井内閣審議官

今の苦情は初めて伺ったので、総務省に申し入れておく。

○広瀬次長

それでは、今の議論を踏まえて、遠藤CIOを中心にIT化をさらに進めていただき、子育 てワンストップやほかの重点分野のところも取り組んでいただきたい。次にサイバーセキュリティのところについての議論。内閣サイバーセキュリティセンター、総務省、経済産 業省の順番に施策の実行状況の御報告をお願いする。

○谷脇NISC副センター長

資料8に沿って御説明をさせていただく。1ページ目は昨年9月に閣議決定をしたサイバーセキュリティ戦略の全体像。具体的な施策は4本の柱立て。今後は、サイバーセキュリティをコストではなくて、投資として捉えなおす必要がある。つまり、セキュリティが確保されていることが企業等の価値を高めることにつなげていくための施策が中心。次に、サイバー攻撃に対する防御能力の強化。それと、国際的な連携やパートナーシップの強化。こうした3つの施策を支えるものとして、研究開発及び人材育成が必要。

きょう御紹介するのは、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針と重要インフラに 関する取り組み強化。この2点については、本日朝、サイバーセキュリティ戦略本部が開催されて、決定がされたところ。

まず1点目のサイバーセキュリティ人材育成総合強化方針だが、これは「日本再興戦略 改訂2015においても、人材育成に係る施策を総合的に推進するため、本年度中に方針 を策定するとされていたものに相当する。

全体構成は3つのパーツに分かれているが、第1章が、民間のセキュリティ人材をどのように政策支援して、これを育てていくかという点。第2章が、政府機関においてセキュリティ人材やIT人材をどう育てていくかという方針。第3章が、今後の検討の枠組み。

基本的な考え方に関していうと、鶏が先か卵が先かという話はよくあるが、人材の需要と供給の循環をどのようにうまく回していくのかという点が問題意識。

次に、民間のセキュリティ人材の育成に向けた方針。この民間のセキュリティ人材の需要面については、経営層がこのセキュリティ対策というものについて、経営リスクの中で 非常に重要な要素であることをいかにわかっていただくかということが経営層の意識改革。

その中では、情報発信の方策の検討が重要になるが、これは企業においてセキュリティ対策としてどのようなことを講じているのかを広く情報発信してもらい、これによって信頼性があり、対策を充実させている企業であると認知をしていただくような取り組みについて検討をしていきたい。

供給面については、求められる人材像として例えばトップガンが必要、あるいは現場の人が要とか、いろいろな意見がある。現在、民間企業約40社が自発的に集まって、必要になるスキルセットについて検討を進めている。この検討結果を待って、我々の検討につなげていきたい。そして、スキルセットの明確化をした上で大学等における教育を充実していきたいと考えているが、大学・大学院だけでは不十分なので高等専門学校におけるサイバーセキュリティ人材の育成を来年度から強化したい。

また、サイバーセキュリティ人材の育成については単なる座学では不足なので、手を動かすということも重要であり、サイバーレンジ演習環境の整備が必要になってくる。この点については、総務省、経産省、文部科学省がそれぞれ取り組んでいる。

さらに、こうして育てた人材の能力の見える化が必要になってくるので、この点については経済産業省において、新しいセキュリティ国家資格を今つくるべく、国会で御審議をいただいているところ。

次に、政府機関における人材の育成だが、各府省における司令塔機能の抜本的強化についていうと、各府省のCIO、CISOは、現在各府省の官房長が兼務している。ただ、専門的スキルがあるかというと必ずしもそうではないので、新年度から12府省庁において、新たにサイバーセキュリティや情報化を担う審議官を新設して、司令塔機能を強化いただく予定。

各府省においては、セキュリティ人材・IT人材を確保・育成するための計画を各省ごとにつくっていただく予定。これを8月までに完了させて、機構・定員要求につなげていく予定。また、新設するサイバー担当の審議官で構成される会議体を別途つくって、各府省間の横の風通しをよくしていきたい。

部内育成の専門人材の確保・育成に関しては、まず体制の整備ということで、新設の審議官等を支える体制をきちんとつくっていくことが必要。また、セキュリティIT人材を育成する支援プログラムも各省でつくっていただく。どのような研修を受けさせるか、キャ

リアパスとしてIT室やNISCへの出向を組み込む、大学院あるいは民間企業への派遣も組み込むといった点について整理したプログラムを各省でつくっていただく。

研修体系の整理のところでは、それぞれのスキルごとに、あるいは役職ごとに現在ある研修体系を抜本的に整理し直して、その受講者数を4年間で1,000人超の規模まで目指す。

処遇の面では、専門性を考慮した手当の支給等を考えていくということにしている。

外部人材の育成に関していうと、私どもNISCにおいて民間専門家を直接雇用している。 こうした人材を各府省に監査などの形で派遣をして、助言等を行う。また、IT室でも、政 府CIO補佐官の活用を進めていくと聞いている。また、一般職員のリテラシー向上にも努め ていく。

次に、民間のセキュリティ人材についての検討体制。サイバーセキュリティ戦略本部の もとに有識者で構成する専門調査会があるので、ここで具体策を検討していくが、この検 討には産学官に参画をしていただくこととしている。平成28年度中に具体的な人材育成プ ログラムを策定、公表し、実施をしていきたい。

また、政府機関の人材育成につきましては、先ほど申し上げた新設の審議官等で構成する会議を設置して、ここで月一回程度の頻度でいろいろな議論をする、あるいは研修をこの人たちにしていくということを想定している。

重要インフラの防御能力の強化に関しては、重要インフラとして、日本国内では、情報通信、鉄道、電力、航空といった13分野を指定し、情報の共有や演習を一緒にやってきている。

ただ、重要インフラ防御は非常に重要だが、深刻度も高まってきている。昨年12月にはウクライナで電力設備に対するサイバー攻撃が発生して、停電が発生した。今後、日本においてもIoTが普及をしていくことによって、システミックリスクがさらに高まることが懸念されており、サプライチェーンリスクが高まってきている中、面的な防御をさらに強化する必要がある。この点、アメリカにおいては昨年12月にサイバーセキュリティ法が成立をし、官民の情報連携を促進する動きが既に始まっている。EUにおいても同様の動きがある。

こうした中、強化すべき取組の方向性としては、先ほどの人材育成と被るところもあるものの、重要インフラ事業者の経営層における取り組みの強化になるだろう。この中には、サイバーセキュリティ投資を推進するためのインセンティブをどう考えるかという点も含まれる。また、民間の各業態内、業態を超えた情報共有、官民連携の共有ということで言うと、予兆脅威情報を含む情報の共有化も必要。

現行は13分野について、それぞれ業法に基づいた報告が各所管大臣に上がる形となっている。しかしながら、所管する省庁が違えば業態ごとに報告の要件は異なっており、こうした情報共有の際に横串を刺すような情報共有のためには標準化的なものが必要。

内部統制強化という観点からは、サイバーセキュリティを確保するためのマネジメント 監査やペネトレーションテストをさらに促進していく必要がある。もちろん先ほど、議論 になったマイナンバーセキュリティの強化も進めていく必要がある。

重要インフラに係る防護範囲の見直しでは、情報共有範囲の拡大が論点。何かというと、電力市場改革が今進んでいるが、既存の電力会社は情報共有の枠組みに入っているものの、新規参入の電力会社は情報共有の輪に入っていない。また、今後フィンテックがどんどん普及をしてくる中で、IT・金融の新しいプレーヤーとどうインシデント情報を共有するかも重要。

分野横断的な情報共有というところでは、スマートシティーのプロジェクトが今、非常に大事になってきている。自動車の自動走行なども今後さらに進んでいくと思われるが、こうした分野を超えた、業態を超えた情報の共有をどう進めていくのか。こういった点もポイント。

サイバー攻撃の対応を見ていると、企業の知的財産あるいは営業秘密を狙ったものが非常にふえてきている中で、単に重要インフラだけを守っていくということでいいのか、情報共有の輪をもって広げる必要はないのかといった論点もある。

それ以外にも、国際連携、人材育成などを進めていくこととしている。

この行動計画の見直しについては、秋ごろに行動計画の見直しの骨子をつくり、来年の 3月までに結論を得たい。

○鈴木経産副大臣

本日は日本再興戦略改訂2015の第2部の3つのアクションプランのサイバーセキュリティのうち、民間企業における対策の推進、サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化、技術力の強化・産業育成、人材育成に係る経産省の取り組みを説明する。まず、民間企業における対策の促進についてだが、我が国は積極的にセキュリティ対策を推進する経営幹部がいる企業の割合が海外に比べて低く、リーダーシップが十分に発揮されていない可能性がある。そこで昨年末に経営者のリーダーシップによって対策を推進するために、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを策定した。

サイバーセキュリティ経営ガイドラインの概要としては、経営者が認識すべき3つの項目と、経営者が情報セキュリティを担当する幹部に指示をすべき重要事項をまとめたもの。 引き続き、同ガイドラインの普及に取り組んでいきたい。

また、サイバーセキュリティを強化するための基盤として、技術力の強化や産業育成が 重要。内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の中で、重要インフラ等にお けるサイバーセキュリティ技術の開発等を実施している。また、産業革新機構が昨年、最 先端のセキュリティ技術の開発を行う企業、F. TRONに出資した。

加えて、IoTのセキュリティの確保が重要。当省としては、総務省と共同して、有識者によるワーキンググループを立ち上げ、IoTセキュリティのあり方について議論を進めており、官民で連携をしてIoTのセキュリティ対策を推進したい。

人材育成については、我が国の産業を守るセキュリティ人材を育成し、確保していくことが重要。独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が平成28年春から実施する情報セキュリ

ティマネジメント試験や今国会で審議いただいている情報処理の促進に関する法律の改正 により創設を予定している情報処理安全確保支援士制度を通じて、産業界におけるボリュ ームゾーンのセキュリティ人材の確保を図っていく。

さらにセキュリティキャンプや未踏IT人材発掘・育成事業を通じ、若手トップガンの人材の発掘・支援も実施しており、今後はセキュリティ人材の待遇改善に向けた方策について検討していく予定。

今後の方向性としては、東京オリンピック、パラリンピックに向けて、重要インフラ対策の抜本的強化が重要。そのためには、国とエネルギーや自動車、素材等の基幹ユーザー産業が中心となって、セキュリティの産業化が図られていくようなエコシステムを構築する必要がある。

具体的には、リスク分析、防衛力の確認等を通じた国と経営者との共通認識の醸成や高度な攻撃の対策が可能な基盤を整備するためのセキュリティ投資の促進、対策を行う企業が市場から評価される仕組み等、対策が実装されるための仕組みづくり、資格制度による質の担保、高度なセキュリティ人材の発掘等の人材育成が必要。これらの循環を通じて、サイバーセキュリティ対策のエコシステムが形成されるよう、今後取り組みを進めていく。〇南総務省政策統括官

成長戦略で取り上げたIoTのセキュリティガイドラインのうち、特にネットワークに接続する部分について検討状況をご紹介する。セキュリティ人材の育成強化のうち、特に先ほど御紹介があったハンズオンの実践的な人材育成の能力向上のための演習強化の進捗状況について、御報告をさせていただく。

先ほど鈴木副大臣のほうから御紹介いただいたとおり、総務省では経産省と一緒にIoT 推進コンソーシアムの活動をサポートしており、その中にIoTセキュリティワーキンググループというものがある。そのうち、ネットワークにIoTのデバイスが接続する部分のガイドラインについて、現在検討を進めており、5月末までに一定の方向性を打ち出していく。IoTデバイスの中には、御案内のとおり防犯カメラをインターネットに接続して情報がだだ漏れになったという話もあるとおり、このネットワークの中には脆弱なものが忍び込むことは避けられない。そのため、将来的なあり方としては、脆弱性を有するものが後から判明するような場合に、そのソフトウエアを個々のユーザーに変えていただくということになると限界があるので、自動更新で対応できないか、あるいはセキュリティを十分確保できない機器が混在する場合にネットワーク全体として、このセキュアなゲートウェイを通じてセキュリティを担保するというようなやり方がとれないかどうかということを、今関係業界といろいろ議論を重ねているところ。

また、現在総務省所管のNICTの北陸のテストベッド環境を利用して、実践的なサイバー 防御演習というものを2年前から実施をしている。今年度は日本年金機構の標的型攻撃を 模したマルウェアを実際に感染していただき、その感染した端末がどこにあって、その被 害の範囲がどこなのかというような一連のインシデントハンドリングを経験していただく ということを官公庁、重要インフラ事業者等を対象に実施をしてきた。

今後はNICTのほうにこの業務を移管して、現在、全国で地方自治体も巻き込んだ形で演習の範囲、規模、対象を広げられるように法律改正を今国会に提出させていただいているところ。

最後に、先ほどの一般的な演習とは別に、東京オリンピックパラリンピック競技大会に対応したシステムの模擬環境を再現して、組織委員会と連携をして守るだけではなくて、攻める技術にも通じた高い防御能力を持つ若い人材も見出したいと考えている。そこでは、さまざまな大会システムを模擬的に再現して、そこでサイバー・コロッセオという形で実践的な演習訓練をこれから実施していきたい。

○野原議員

私はサイバーセキュリティ戦略本部のメンバーで、今朝の会議に出て決定に関与してきた。その会議では三省から御説明いただいたことがこれまでの検討に比べて非常に充実しており、これでいいのではないかと思ったのだけれども、改めて産業競争力会議に出て話を聞いてみると、まだ観点として少し足りないところがあるなと感じた。

それは何かと言うと、冒頭で小林主査から御説明いただいた通り、サイバーセキュリティ関連の対策や政策がひいてはサイバーセキュリティ産業の成長産業化に資するようにしていくべきではないかということ。サイバーセキュリティはコストではなく、未来への投資であるというような価値観を広げていこうというようなことを言われているが、この点がまだ希薄なのではないか。

どんどん環境が厳しくなっていく中で、サイバー攻撃に対して対応していくということが非常に大変なので難しいのかもしれないが、積極的にサイバーセキュリティ産業を成長産業として捉えていくための対策が必要。

今の段階を例えると、先生が足りないのでたくさん育てて、学校にどんどん送り込んでいるという段階。でも、それでは教育は成長産業にはならないというのと同じだ。そこで行われるサイバーセキュリティのサービス自体が産業として成長し展開していくような環境を整備するという観点で、もう少し施策を追加しべきではないか。○三木谷議員中国の情報インテリジェンスに関して、あなたたちはどう思っているのだという問題提起をされたことがある。具体的には、日本の情報は全部抜かれていますよという話。これはどちらかと言うとディフェンスの話をしていて、例えばクラッカー・フィッシングとか、いろいろな形で入られる可能性がある。まず1つは、実態について日本の国としてどう考えているか。あるいは把握できているのかということ。

ラインのサーバーはほぼ全部韓国の政府に見られている、あるいはCADのデータはマルウェアで中国に全部抜かれているから、日本のほとんどの建物の設計図のデータベースは中国にも全部あるということも言われている。そういうことに対して、どうも日本の政府の能力とアメリカの政府の能力、あるいは危機感に大きな隔たりがあるなと思っていて、まず現状認識をどう考えているのかが気になる。このハッキングに対して、アクティベーシ

ョンしていこうというのはやっていったらいいが、クラウドコンピューティングをどういうふうに考えるのですかという話はある。自分のところでは一生懸命対策しいても、クラウドのセキュリティが破らてしまったら全部抜かれてしまう。我々もそういうリスクはあるが、どういうふうに考えていくのかという問題はある。

産業競争力会議の議論の一番大きなポイントとして、インターネットの上はさまざまな情報が行き交いする中で、向こうはいわゆる国家レベルで情報を盗みにきていると考えるのが妥当ではないか。それに対してアメリカは、例えば携帯電話の交換機は中国製はだめ、といったポリシーをとっている。日本はどちらかというと、言い方は悪いが余りそういうところは警戒しないでオープンであるというところに非常に温度差を感じている。実際のサイバー攻撃はほとんど中国からくる。日本がアルカイダにアタックされる、イスラム国にアタックされるということは余り考えにくいので、はっきり言って対中国をどうするか。そういうとまに具体的なアプローチをたっとしたほうがいい。私の中ではサイバー攻撃

そういうときに具体的なアプローチをもっとしたほうがいい。私の中ではサイバー攻撃の95%は中国リスクだと思っていて、民間レベルでもそう。楽天へのアタックの95%は中国で、もしかしたらもっと高いかもしれない。国家レベルで情報を抜いているのも基本的に中国ということを考えると、私も中国製の電話を使っているが中国もアップルのバックドアを持っているのだと思う。そういうことを考えていくと、要するに中国に対して、国家の競争という観点でどう考えるのかというのが一番大きなポイント。

○小林主査

鈴木副大臣に御説明いただいた資料9が明快にまとまっている。7ページにエネルギー、自動車、素材とあるが、各業界団体でそういうセキュリティを一緒に考える機会はなかなか今までなかったのではないか。日本化学工業協会や石油化学工業協会などは、コンビナートをIoTでつないでいこうという機運が徐々に高まる中、セキュリティについても経産省を含めて一緒に取り組もうという具体的なアクションがようやく出てきた段階。さして重要でもない情報まで隠したがるという行き過ぎた自前主義の文化をまず打破していかないと、本当の意味での共同作業ができない。

今まで、化学プラントなどプロセス系の技術は個々に独立させてあまりネットにつながないほうがいいのだという認識もあったが、そこが変わり始めた。経営者によって認識水準はかなり違うので、相当先進的な人たちが引っ張っていかなければいけないという現実もあるが、経産省をはじめ、今後ますますいろいろな御指導をいただきたい。個々の企業に接触していては効率がかなり悪いので、やはり業界団体にアプローチすべきではないか。〇金丸議員

谷脇審議官に質問がある。政府機関における人材の育成として適切な処遇の確保があるので、トップガンの人を引っ張ってきて報酬体系も今とは全く別の世界をつくっていかないと集まらないと思うのだが、そのあたりの実現性はどうなのか。民間の経営者にIT投資やセキュリティ投資への理解がないという御指摘は、それはそのとおりだと私は思うが、この政府はそんなに理解があるのかというと、どうなのだろう。

中国、アメリカとの比較でどうなのか、あるいは先進国の中でハイクラスを目指しているという、その辺の方針というかビジョンを聞いてみたい。

○谷脇NISC副センター長

野原議員がおっしゃった産業として考えていくというのは、サイバーセキュリティ戦略でも非常に重視している考え方。また、セキュアなパッケージインフラをグローバルに展開していくということを一つの売りにしていくというようなことも、これから考えていくべき。

三木谷議員がおっしゃった、国家レベルでのいろいろな情報の窃取のところについては、 NISCはいわゆるインテリジェンス機関ではないので、国家安全保障局や、内閣情報調査室 など、いろいろなところの情報をいかに共有・解析して、対処を打っていくかという話。

ただ、その点で一言だけ申し上げると、三木谷議員の資料で4ページにリバースエンジニアリングの話が出てくるが、著作権法の問題に我々は直面している。それから、不正アクセスの改正のために経路をたどろうとしたときに不正アクセス検証で引っかかるという問題。これは正当業務行為として、どこまで認めるかという問題は別途ある。

金丸議員から御指摘があった給与の話については、任期付職員という制度で対応できるという話は人事院からは聞いている。予算の話で言うと、来年度予算は日本政府全体でセキュリティ関係は大体500億円。一方、アメリカはオバマ大統領が2月に出した来年度予算が約2.2兆円、こういう差があるということだけは事実関係として申し上げられる。

○三木谷議員

2.2兆円というのは、人件費も入っているのか。

○谷脇NISC副センター長

詳細はわからないが、恐らく入っている。

○前田経産省官房審議官

産業化の取組はまだまだ足りない。個別の製品や個別サービスで挑むベンチャー系とそうでないところと、事業によって違ってくる。経済産業省が内々に調査したところでは、それぞれのセグメントによって国際競争比較表はでき上がっている。狙うべきところもある程度は見えてきているが、私どもが少しやりたいなと思うのは、1960年の東京オリンピックのときにセコムができたように、2020年の東京オリンピックは多分サイバーセコムができるのではないかと思っている。このときに、サイバーセキュリティとフィジカルセキュリティが分けられないという問題があって、どこまでのセキュリティビジネスの外縁をつくるのかというのは、非常に難しいと。しかし、これはグローバルメジャーをつくる必要があるのだろうと思うので、そのための強力な支援をしていきたい。

○岡議員

東京オリンピックのときのセコムについて指摘があったが、サイバーセキュリティを成 長産業化したときのキャンディデート(上場予備軍)はどのくらいあるのか。前田審議官 から今ちょっと指摘があったが、1964年のセコムに相当するようなキャンディデートを 2020年に向けて経産省も幾つか持っておられると理解していいのか。

○前田経産省官房審議官

当たる確率が高くないキャンディデートはあるかもしれない。変な言い方だが、そうなってほしいなというところはありますが、そうなるかなというところのリストぐらいの話。

○岡議員

そうすると、サイバーセキュリティも広い意味の安全保障に入るのだと思うが、日本の企業では自信を持てるものがないのであれば、サイバーセキュリティの分野で進んでいるアメリカの企業との連携を強化する等、そういうようなことを政府が指導していくべきではないか。日本のサイバーセキュリティ対策がおくれているなら、進んでいるアメリカあるいはアメリカの企業と、というようなことは考えているのか

○前田経産省官房審議官

考えている。そのときには、こちらとしてはイニシアティブとドメインを取る。我々がいいかなと思っているのは、ハッカーコンテスト等による人材発掘。我々がやったハッカーコンテストの最年少の参加者が中学3年生だった。そのほかに女子高生が6人来ていて、ほぼ天才と呼んで差し支えない。こういう人たちが既存の教育プログラムを無視して、ばんばん育っているという状況を我々が発見して、引っ張り上げてベンチャーにしていくというルートができると、多分気流が変わっていくのではないかなと思う。それは日本人として非常にレベルが高いので、世界的にも通用するような人が中にはいるということ。

○三木谷議員

例えば、税制でメリットを与えて、セキュリティベンチャーを日本に呼んでくる、招致 するということは考えていないのか。

○前田経産省官房審議官

そこは、財政当局と調整が必要。

○三木谷議員

先ほど民間の人を雇っているという話だったが、あれは日本人なのか。

○谷脇NISC副センター長

日本人。

〇三木谷議員

楽天のセキュリティチームは90%が外国人。ロシアのホワイトハッカー等。正直に言ってレベルが大分違うので、ぜひ外国人の登用も、いろいろ問題はあるかもしれないが進めるべき。

○前田経産省官房審議官

2020年の東京オリンピックを守れという、いわゆるサイバーセキュリティチームはイスラエルにある。7社あって、うち航空機産業からベンチャーまで7社が日本にこれから上陸していくという話もあるので、そことどういう関係性をとるかどうかという話もある。

○三木谷議員

7社ごと来るのか。

○前田経産省官房審議官

7社ごと来るか、少しずつ来るかだが、そういう動きもある。

○三木谷議員

トレンドマイクロは台湾から日本に本社を動かした。ああいう形でイスラエルから日本 に本社を動かしてもらえればよい。

(各府省出席者入れかえ)

○広瀬次長

第2部の議論に入らせていただく。

第2部では、金融庁から牧島大臣政務官、経済産業省から鈴木副大臣、そして有識者と してマネーフォワード取締役Fintech研究所長の瀧俊雄様に御出席をいただいている。

それでは、まず、小林主査から資料1の御説明をお願いする。

○小林主査

それでは、まず、フィンテック及び商流データ利活用についての主要な論点と、あるべき取組の方向性を簡単に御説明申し上げる。

まず、「フィンテック」について。金融分野におけるIT活用の世界的な展開として、モバイル決済、レンディング、クラウドファンディング、ビットコイン等々、新しい金融サービスが急速に成長しており、伝統的な金融業者ではなく、若いベンチャー企業が主要な担い手となっていることは御案内のとおりである。このフィンテックは、利用者に低コストで良質な金融サービスを提供するものであり、我が国がこの潮流を先導して成長の促進力とするために、フィンテックへの積極的な取組を成長戦略に取り込むべきである。政府の戦略立案に当たっては、フィンテックが伝統的な金融の枠を超える新しい経済活動であるだけに、従来の省庁の区分を超えた横断的な検討を求めたい。ただし、日本がこれまで築き上げてきた信頼性の高い金融インフラを国民の財産として引き継ぎつつ、フィンテックに関しても必要なセキュリティが確保されるべきということは当然のことである。

次に「商流データ利活用」であるが、キャッシュレス決済から得られるさまざまな商流データをビッグデータ化して評価・分析すると、新商品の開発や効果的なマーケティング、あるいはインバウンド需要の取り込みなどに大いに活用できるということがだんだん明確になってきている。さらに、商流データの活用による家計調査の精度向上など、政府による各種統計の高度化を通じて政策の質を高めることも期待できる。また、各種商流データを「地域経済分析システム(RESAS)」に取り込むことで、地域活性化のための政策を定量的なエビデンスに基づいて効果的に行うことも可能になる。ただし、匿名加工前の生情報、特に破産、廃業などのネガティブ情報がそのまま残り続けることは、新しい動きを阻害しかねないので、商流データの健全な利活用推進のためには、必要に応じてデータを削除す

るなどの対策も必要であると考える。良質なビッグデータとしての商流データを集積するために、クレジットカード業界と関係省庁がカード決済から得られる消費データの標準化や個人情報保護の方策などについて速やかに検討すべきである。あわせて、2020年までのクレジットカード全IC化に向けて具体的な行動を開始すべきである。さらに、幅広い商流データの集積のためには、クレジットカード以外のさまざまな決済データについても利活用を検討すべきである。

○広瀬次長

続いて、マネーフォワード取締役Fintech研究所長の瀧所長から御意見をいただく。

○瀧株式会社マネーフォワード取締役Fintech研究所長

まず、2ページに「Fintechとは」というので、FintechはもともとFinanceとTechnology の造語である。ただ、1点目のブレットにもあるように、金融はもともとIT産業であり、これは別に最近のトレンドではない。重要なのは、これまでは、NTTデータやIBM、富士通といったベンダーが主導してきた世界観であったところが、最近は海外を筆頭に、ベンチャー企業が生活のプラットフォームをつくるという動きが見られている点である。また、少し未来を見てみると、銀行が提供していくサービスも、これまではインフラを安定して供給するというところに付加価値があったところが、よりソフトウエアとしての銀行という側面が重視されていくという点がある。

残り2点だが、スマートフォンが普及したということが非常に重要であり、今までITを 駆使した金融産業は、どちらかというとリテラシーの高い方々向けのマーケットであった。 これが、あまねく高齢者までがスマートフォン人口となっていくことで、新しい金融のわ かりやすさ、新しい利便性というものが求められてきていくのが2点目である。

このような業界の中で正解を出していく必要があるものの、決してベンチャーは正解を 初めから知っているわけではない。ただ、試行錯誤の数がものを言う世界であり、その中 でベンチャー自身も失敗をたくさんできる必要があり、金融という規制領域の中で、プレ ーヤーと監督官庁の双方に、ある程度のリスク許容度というものも求められていると考え ている。

3ページは「Fintechの全体像」。非常に広い対象があるので、全部は申し上げられないが、アメリカで非常に大きくなってきたプレーヤーとしては、例えば融資において、Lending Clubという会社は、ここ数年間だけで1.8兆円の貸付などをしている。また、投資の領域だと、ロボアドバイザーと呼ばれる投資教育も含めたツールがはやってきており、こちらも最近は3,000~4,000億円を運用するアメリカのプレーヤーが出てきている。類似の業態は日本の中でも少しずつ生まれてきてはいるが、重要な観点として、その多くが金融のサービスを提供するレイヤーで展開されている点である。一方、インフラのレイヤーも幾つか新しい技術はあるが、競争の多くは上側の、情報処理をするようなレイヤーのところで非

常に活発な活動が起きている。

1枚めくっていただき、1点目は欧米と日本でかなり様相が異なる。アメリカとか英国では、2008年のリーマンショック以来、大きな信用収縮が起きている関係で、そこで貸し渋りに遭っている企業に対して、人工知能が貸付を行うというマーケットが出てきている。翻って日本では、そこまでの収縮は起きていないので、最初の中小企業金融チャネルというのは、今のFintechでは、海外では非常に大きいが、日本はまだまだこれからという領域である。

日本である種主流になっているのが下の4つであり、1つは、家計簿や会計ソフトといった、データの見える化を促進することで意思決定をスムーズにさせてあげる企業群である。3つ目にあるようなロボアドバイザーも、今までであれば、結局、何に投資すればいいかわからないという方々に向けて、最初の診断ツールを提供した上で一任口座を開くというものになっているので、今後、1,700兆円をどうやって動かしていくかという観点の中では、非常に重要な投資教育を担えるツールとなってきている。ほかにも、指紋だけでATMから引き出せる試みもちょうど昨日あたりから始まっており、生体認証を使った決済であるとか、加えて、より大きなインパクトを持つと言われるブロックチェーンの技術も、要素技術として向こう数年間で大きなインパクトを持ってくるのではと言われている。

5ページには日本におけるFintech企業の一覧を見ているが、日本はまだまだ少なく、せいぜい30社、40社しかいない。海外であれば、アメリカだけでも1,300社といったマーケットがある中で、ここが活性化していかない限り、大きな新しい革新のオッズというのも下がってきてしまうという。そのあたりの振興に向けた内容を、7ページに記載している。

海外を見ると、新しい時代に対応するための毎年の制度アップデートが必要。銀行法等々、数年間のインターバルで改正をするというよりは、毎年起きていることに対して適宜な修正が必要。さらにその中で、Regulatory Sandboxと呼ばれるような伸縮性を持った制度が必要。

また、海外で、シンガポールの通貨庁であるとか、英国の大蔵省やFCA等々では、これらが国策化する一面を帯びてきている。規制のみではなくて、より金融産業を振興させるための官庁という位置づけが非常に明確である。最後のポイントにもあるが、昨年からFintechは非常に社会的な応援をいただいており、このモメンタムを逃さないことが非常に重要であり、そのためのさらなる政策実行を考えていくべきである。

○広瀬次長

続いて、金融庁から「FinTech関連施策について」、そして経済産業省から「Fintech及びクレジットカード産業におけるデータ利活用に向けて」、御報告をいただきたい。

まずは金融庁の牧島政務官からお願いする。

○牧島内閣府大臣政務官

アベノミクスにおける成長戦略を金融面からもしっかりと支えるため、金融庁としても さまざまな施策に取り組んでいるところであるが、本日はそうした取組の一つであるフィ ンテックに関連する施策について御説明をさせていただく。

金融庁としては、フィンテックの動きは金融変革の重要な核の一つとなるものと捉えており、この動きを我が国経済・金融の発展に適切につなげていくことが重要である。そのためには、利用者保護や不正防止などの観点にも留意しつつ、ITの進展を金融分野に機動的に取り込むことを可能とするための環境整備などが重要な課題である。こうした問題意識のもと、麻生大臣からの諮問に基づき、金融審議会においてフィンテックの動きなどを踏まえた対応のあり方などについて審議を行い、昨年12月に報告書を取りまとめた。また、この報告書を受け、必要な法制面の対応を図るべく、今国会に法案を提出したところ。金融審議会の報告書及び提出法案の詳細については、これより事務方より御説明申し上げる。フィンテックについては、本目の御議論を踏まえ、金融分野における重要施策として引き続き積極的に推進していきたい。

○中島金融庁参事官

お手元の資料12に沿って、金融庁のFinTech関連施策、特に昨年末出された報告書並びに法案について、簡単に資料に沿って御説明する。

1ページ目だが、これが昨年の「日本再興戦略」において提言されている「決済高度化 及び金融グループを巡る制度のあり方に関する検討」というものである。

そして、1枚めくって、2ページ目、金融審では2つのワーキンググループで検討を行っている。1つ目が、金融グループのワーキンググループということで、主に銀行を中心とする金融グループにおいて、ITイノベーションの急速な進展というものも念頭に置きながら議論を行った。一番右の箱の中に「ITの進展に伴う技術革新への対応」を提言している。

続いて、3ページ目、決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告の概要である。主に金融IT、まさにFinTechの登場によるイノベーションということで、決済高度化に向けた戦略的な取組について集中的に検討を行った。左の1のところにあるように、具体的には、例えば、金融・ITイノベーションに向けた新たな取組として、ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方の検討といったこと、あるいは2番目、「企業の成長を支える決済サービスの高度化」というところでは、日本企業のキャッシュマネジメント高度化に向けた環境整備、あるいは3番、「決済インフラ改革」というところでは、企業間送金のXML電文化といったことについての検討を行った。

4ページ目だが、決済ワーキンググループの報告については、それぞれアクションプランということで、ある程度年度を区切って、今後着実に進めていきたいと考えている。

続いて、5ページ以下において、今国会に提出している法制度の中でFinTech関連のものについて御説明する。今回の法案、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するためとい

うことでの法改正を取りまとめている。右側の2つの四角、「ITの進展に伴う技術革新への対応」「仮想通貨への対応」が大きな柱である。

6ページ目を見ていただくと、その中の1つの柱が銀行、あるいは銀行グループにおける金融関連IT企業への出資の柔軟化であり、下の四角にあるように、現行法では金融関連業務への出資は認められているが、出資段階でそれが金融関連になるかどうかはわからないといったものについては、銀行は出資ができないという状況になっているが、今後は、銀行業の高度化、利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対しては、認可を得て銀行が出資することができるということを可能にするもの。

続いて、7ページ以下、「仮想通貨に係る法制度の整備」。こちらは、背景として、いわゆるビットコインといったものが昨年、特に欧州において、IS(イスラム国)のテロ資金の送金手段に使われ得るのではないかということで国際的な議論が行われて、昨年6月のG7エルマウサミット、さらには、それを受けて、国際的な機関であるFATFというところで、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対しては、マネロン・テロ資金供与規制を課すということで国際的な合意がなされたというもの。

さらに、8ページでは、国内では、一昨年、MTGOXという取引所において破綻事案が発生して、代表者が業務上横領を行っていた。

そういったことを受けて、9ページにあるような法制度の整備を行うもの。金融庁としては、こういった法整備で終わりということではなく、昨年末、FinTechサポートデスクという統一的な相談窓口を開設したところ。民間業者の方からのいろいろな相談に応じていく中で、また必要があれば経済産業省ほか関係省庁ともしっかり連携をしながら、必要な対応を進めていきたい。

○広瀬次長

続いて、経済産業省鈴木副大臣から。

○鈴木経産副大臣

Fintechと商流データ利活用に関する取組状況について、まず私から説明申し上げる。

今、世界中でフィンテックと呼ばれるITを活用して革新的な金融サービスを提供するベンチャー企業が現れている。この動きはこれまでの金融機関のあり方を大きく変えるのみならず、流通などの伝統的な金融以外の企業の参入等、新たな金融産業を生み出す可能性がある。今、世界で何が起きているのか、フィンテックは何をもたらすのか、経産省では、昨年10月にフィンテック研究会として、幅広く現状と課題、政策対応を考える検討を始めた。これまで約80人の国内外のベンチャー企業、金融機関、有識者に御参加いただき、フィンテックが企業の経営や家計の行動に与えるインパクト、あるいは新たな金融データの利活用、ITシステムの変革の可能性等について議論を重ねたところである。

これとともに、2020年に向けて、日本をキャッシュレス社会にする目標を掲げている。

キャッシュレス決済に伴うデータを使って、インバウンド需要の取組や、日本製品の需要拡大を図る。これまで「日本再興戦略」に基づき、国内外のクレジットカードデータの活用事例の分析、データ標準やプライバシー配慮のあり方など、キャッシュレス決済に伴うデータの利活用に向けた検討を行った。経産省としては、金融庁を初め関係省庁と連携をし、フィンテック時代に対応するためのデータの活用やイノベーションを促進する環境整備に取り組んでまいりたい。本日は、これまでの取組状況と今後の方向性について説明をし、委員の皆様から御意見を賜ればありがたい。

○中山経産省官房審議官

それでは、資料13について、これまでの金融機関のIT化と今回のFinTechブームの違いについて、広く一般にはどう理解されているかをこの絵で示している。

これまでは、一番左の図であるが、巨大な金融機関が預金の預かり、決済、送金、与信、フルセットでサービスを提供する、特注品のIT化投資を行う、当然、参入障壁も低くはないという中で、質の高いサービスを提供してきた。

ところが、最近起こっているFinTechブームだが、機能1つ1つ取ってみれば、決済だけ、 あるいは与信だけということになれば、新しいアイデア、知恵を汎用の技術で安く実現で きるということで、いろいろなスタートアップ企業が出現している。

さらに進んで、一番右の図だが、既存の供給サイドの金融サービスの高度化だけでなくて、新しいアイデアで、さらに新しいビジネスモデルをつくる、新しい市場創出というところまで、今、来ているのだろうというのが私どもの認識である。

その認識に立って、1ページに戻って、私どもはこの半年間、FinTech研究会というところで勉強を進めきた。大事にしてきたことは、あえてFinTechという言葉の定義を無理に決めることなく、先ほど申し上げたような、FinTechという言葉から出てくるいろいろな思考、取組について広く拾う。海外で何が起きているのか、国内で何が起きているのかを広く拾った上で、政策の課題、対応の方向性について検討してきたということである。

2ページ目にあるとおり、半年で10回ぐらい開催して、3ページ目、プレゼンをしてくださった方が80名を超えるということである。

そのエッセンスが4ページ目であり、例えば、BtoCの領域だと、上から2つ目、先ほど瀧様から御説明があったようなロボアドバイザーについて、これがうまく普及すれば、日本の家計における投資の敷居を下げ、マクロに見て重要な政策課題である貯蓄から投資へといった動きにつながっていくのではないかという御指摘もあり、その際に、ロボットに任せると暴走するのではないかというイメージを持たれているので、これまでは一部の富裕層の方に提供していたサービスを、もっと安いコストで一般の方々に提供できるように工夫をしているという説明をしながら普及を図ろうとしているもの。

BtoBではどういうことが大事かということでだが、1つ目、中小企業の世界では、いまだに紙ベース、伝票の照合とかで相当なロスが生じて、時間もコストもかかっていると

いうことで、この物の流れ、あるいはお金の流れを結びつけてIT化することで相当な省力 化が進むのではないか。さらに進んで3番目だが、それをうまくつなげば、例えば、取引 履歴を見て異常値がなければ、すぐ融資する。あるいは取引を見ていて大量の受注を受け た、あるいはこれまで取引をしている方から新たに大きい受注を受けたということであれ ば、安心して運転資金を貸す、そういった形に物事を発展させていけるのではないかとい う御説明があった。

下の赤い半分は、こういったいろいろなFinTechを取り巻く課題について解決し、この新しい動きを伸ばしていく、成長につなげていくために、どういったことがあるかという御議論を入れている。例えば、今のBtoBの2つについて言えば、上の左から2つの箱にあるとおり、金融と商流の情報を一体的に扱うようなインフラが整えばそういったものが進むのではないかという御指摘があった。

5ページ目では、もともとデジタルになじむ商品であった金融について、このような動き、機能をばらばらにしてアンバンドリングして、新しいスタートアップの知恵を入れていくといったことが、ここ数年で急に本格化した背景としては、このようなことが言われている。

6ページ目は先ほど御説明したとおり。

7ページ目では、80を超える方々からのプレゼンで、今、世界で起きていることを要約すると、左の供給サイド、需要サイド、それぞれいろいろなことが起きており、例えば、供給サイド、上から2番目の「 \bullet 」だが、従来とは異なる与信の方法とは、先ほどB to B でも申し上げたが、B to C でも、ネットでその方がどういう発信をされているかとか、あるいは、そもそもGPSのデータを見て、その人が日々どういう動き方をしているか、毎日遅刻しないで同じ会社に行っているかとかいったことである。

下のほうが、いろいろな方が強調されていたことだが、FinTechと言っても、結局、それぞれのローカルマーケットのニーズにこたえることが重要。日本の場合で言うと、一番上にあるとおり、中小企業のいろいろなニーズにこたえていくことが重要だと。2番目、3番目、供給サイドのニーズ、それから、一番下にあるとおり、家計についてもいろいろなニーズがあるのではないかといった御指摘があった。

最後に8ページ目だが、「FinTech時代の課題と対応の方向性」と書いてあるが、環境整備として何ができるかということで、大きくグルーピングしている。左がデジタル化する、デジタル化したデータの流通・利活用を図るということで、幾つかの課題をここに並べている。それから、右は、FinTechに関する課題ということで、幾つかの課題、ここにこういう形でグルーピングしているということで、今後のFinTechの成長に向けて環境の整備を進める。

○住田商務流通保安審議官

資料14について御説明をさせていただく。

特に商流データの利活用という、研究会を2つつくり議論した。1つは、クレジットカード絡みのビッグデータに関するスタディグループ、去年の秋から6回ほど行い、2月には報告書をまとめた。もう一つは、流通物流分野のデータの活用に関する研究会を行い、両方とも、これからの新しいこういった動きに即して、創造的なソリューションが必要だということで、従来の審議会方式のようなものではなく、グループディスカッションのようなものを設けて、忌憚のない御意見を双方向で、いろいろな形でやりとりさせていただいた。

きょうは、資料にクレジットカードのことを中心に書いたが、クレジットカードに関しては、我が国では相変わらず利用率が低いので、まだまだ伸びる余地がある。しかも外国人ももっともっとふやしてほしいという要望があるというのが、上の左側に書いてあるところである。

他方、この2つの研究会でも議論されたが、決済データ、あるいはお買い物データをもっともっと利活用できるではないかということである。1つは、例えば、訪日外国人にしても、その買い物需要の増大が見込まれる中、帰国されてからも日本製品への、例えば、通信販売などで需要を取り込むことができるではないかと。これはまさにクレジットカードのようなもののデータを上手に活用すればいいではないかという御議論。

さらには、統計や公的な分野での活用。例えば、RESASでの活用だとか、あるいはPOSデータを用いた、いわゆる東大物価指数などというのがあるが、ああいったものが統計として非常に有用なのではないかという御議論もあった。

さらに、クレジット業界というのはどちらかというとコンサバな会社も多くて、個人情報保護ということもあり、この利活用を図っていこうということに熱心ではないが、そういう中で、この研究会では、利用者も入っていただくことで、どうすればもっと使えるようになるのかということを中心に御議論いただき、データの標準化、さらには個人情報の保護、特には、先ほどもあった匿名加工処理のやり方について、さらなる検討をしていこうではないかということになった。

下のところにあるように、データの標準化については、何でもかんでもということではなくて、やはり協調領域に入るような分野、例えば、クレジットカードのデータで言うと、加盟店の業種だとか、お店の名前とか、そういうのがあるだけで、今のクレジットカードのデータよりは随分大きな分析が可能になるといったことで、こうした分野から、まずは標準をきちっとつくり、今年中にかなりのものまでつくりたいということである。

また、個人情報の保護にいては、年収のゾーンとか、居住地の郵便番号とか、家族構成といったものであれば、個人が特定されにくいものがあるのではないか。こういうところまで具体的に例示をして、匿名加工処理の今後の具体的な検討に資するようにしていこうということである。

さらに、技術の進歩が早いので、今までのようにみんながコンセンサスだねというところまで待っていたのでは進まないという観点から、先進的な取組をしている事業者の事例

をもとにして、適宜ガイドラインなどもどんどんつくり直していく、ある種、ピッキングウィナーのやり方でやっていくことが極めて大事だというメッセージを強く発出している。商流データという意味では、必ずしもクレジットカードデータではないが、さまざまな実証実験をやってみようと。例えば、AIを活用した需要予測の仕組みをつくってみようと。これはサービス業の効率化プラス食品ロスの減少などにもつながるが、そういったことも含めた実証をやっていこう、あるいはコンビニなどでRFIDをたくさんつけて、それによって商流データをよりはっきりとしたものにしていくといった実証をやっていこうと考えている。

さらに、先ほど御指摘いただいたICカード、特にICチップ対応端末を100%入れていく ことを2020年までにやろうと、業界も含めて、この3月に了解を得たことも踏まえ、今後 のクレジットカードデータのセキュリティの確保に関して、割賦販売法の改正を通じて、 できれば年内に法律改正によってしっかりとした枠組みをつくっていきたいと考えている。

○広瀬次長

今、御説明があったフィンテック及び商流データ利活用、この2つの論点につきまして、 自由討議に移る。

〇三木谷議員

まず、フィンテックの重要なポイントは個人情報であるが、個人情報保護法をつくるときに私がグーグルとフェイスブックとアップルは対象になるかと聞いたら、これは対象にならないということだった。つまり、日本のプレーヤーには個人情報保護法の厳しい法律が課されて、一番情報を持っているグーグルとフェイスブックとアップルは全くかからないと、こういう現状になっているので、個人情報の保護ということで言うと、グローバルスタンダードから外れたことはやらないほうがいいということがまず第1点。

2つ目は、電子決済の分野で言うと、カードと電子マネーということだと思うが、カードについては、イスラエルの首相と話したときに、10万円以上は全部、電子決済以外は違法にしたということだった。これによって3つの効果がある。1つは信用創造が行われることによって景気がよくなる。2つ目は、租税回避が極めて難しくなって、税の捕捉が上がるので、所得税及び法人税、そして消費税の徴収率が格段に上がる。3つ目はフィンテックが発展をするということなので、マネーロンダリング対策ということもあるし、例えば、日本でも、10万円以上は電子決済でないといけないというような法制度は考えられる。

それから、3つ目は、日本は、本来であれば電子ペイメントのところで世界を取れたのだと思う。今、うちもEdyをやっているが、Suica、Edy、WAON、nanakoという4つで何兆円もやっているわけで、既に電子マネー大国だが、一番大きな問題は、それぞれがプラットフォームを囲い込んでいる点であり、プラットフォームを共通化してオープンさせるべきである。特にSuica。みんなで共有すれば、圧倒的にそのコスト効率は上がるのだが、そこ

は乗り入れさせないということがあり、このままいくと、アップルペイが全部取ってしま うという話になる。

本来であれば、FeliCaの標準をソニーがオープンにすれば、日本のFeliCaが世界の標準になったのだと思うが、残念ながら、非常に高い使用料を取ってしまったがゆえにFeliCaが世界標準にならなかった。よって、我々のリクエストとしては、結果的に電子ペイメントがおくれているという、非常に皮肉なことになっており、ここを取り戻すためには、今さらタイプA、タイプBに全部を戻すというのは現実的ではないので、我々も含め、少なくとも主要な電子マネーの会社には、プラットフォームをオープンにして共通化させることによって相互乗り入れが進み、そして電子マネーの普及が格段に推進されるのではないかということである。

○金丸議員

マネーフォワードの瀧氏に質問したいが、にわかにフィンテックがブームというか、毎日、新聞にも載るようになり、金融機関の方がマネーフォワード詣でをしておられると思うのだが、幾つか、提携話とかプロジェクトが具体的にはもう始まっていると思う。今、ご覧になって、金融機関の行動パターンというか、価値観とか、スピードとかはどうなのか。

○瀧株式会社マネーフォワード取締役Fintech研究所長

まず、この1年間のスピード感は総体的には非常に早いが最初のお答えである。これは本当に官民協働というか、日本ほど、ある意味、官、金融機関スタートアップが歩調を合わせて早くいっている国は余りない。ここは素直に、同じモメンタムを築きたいなというのがまず1点目になるのだが、ただ、恐らく弊社のようなケースもそうなのだが、銀行が本来、業務委託であるとか、あるいはSI屋を使うときのシステムのモニタリング基準といったもののスタートアップは、一言で言うと、100点を満たすことはなかなか難しい。それは、例えば、常にFISC基準というものに準拠していく必要がある。何もない通常のITの会社と銀行の間ぐらいに、何か違うセキュリティスタンダードがあるべきではという思いがあり、そのようなスタンダードができてくると、これぐらいをちゃんと満たせばよいとなる。フィンテックであるので、セキュリティは重要。ただ、銀行と全く同じにする必要はない部分もあるはずで、そこはある程度トップダウンで出てくるスタンダードがあると、フィンテックもいろいろ提携し易いかなと思う。

○金丸議員

金融庁に質問したいが、瀧さんペーパーの資料11の2ページの一番下に試行錯誤の重要性と書いてあり、監督官庁における試行錯誤の許容も必要という、あるいはRegulatory Sandboxの実現、寛容性とか、柔軟性については、金融庁はどんなお考えで、今、どんなことをされているのか。

○中島金融庁参事官

我々、先ほども言ったように、サポートデスクということで統一的な窓口をつくっており、フィンテックの会社は金融のルールを全然御存じない方から、かなりいろいろなことを知っている方、いろいろな方がいるので、それぞれに応じて、個別、きめ細かく対応していくということと思われる。試行錯誤の許容という、この辺もどう考えるのかはまさに個別のことなので、例えば、考え方として、先ほど御説明した、銀行は今までであればフィンテックのような会社には出資できない、それはなぜかというと、それが本当に金融関連になるかどうかわからないうちはだめだと言っていたのだが、そこは仮にならなくても出資はしてもいいということで、このフィンテックという分野については、今までよりも柔軟な対応は図っていこうという考え方を持っている。

○金丸議員

金融庁の方針が何か決まると、全国の金融機関は一斉に同じ行動をとるということは、もう御理解されているのだと思う。そのときに、出資は数%とかできるようになったが、いざフィンテックカンパニーと、例えば、金融機関がフィンテックでアライアンスを組もうと思ったら、フィンテックが提供するシステムと、今の大規模な勘定系のシステムをつなげたりしなければいけない。こうなってきたときに、フィンテックにつなげるリスクは、金融庁からご覧になると、全部、今までどおりの勘定系というか、銀行を管理監督するという視点でしか物事を見ないのではなくて、プラスアルファで、ある意味で新しい人と金融機関がリスクをとって新天地に向かおうとしているので、それをトータルでぜひ見ていただきたいというのが要望である。

○野原議員

商流データの活用についてだが、こちらの主査ペーパーの話は、商流データのビッグデータとしての利活用であり、その場合はもちろん、クレジットカード以外の電子マネーや、ポイントカードの利用だとか、ECショッピングでの購買履歴だとか、あるいは家計簿ソフトのデータなども入るのかもしれないし、POSデータだって、そこにつなげばいいと思うが、そういったいろいろな形で流れている消費データをどうやって利活用していくのかという観点では、どんなふうに検討が進められているのか。

○住田商務流通保安審議官

先ほど2つの研究会と申し上げたが、もう一つのほうの研究会でまさにこの流通物流分野を全部カバーしており、ポイントカードとかのデータについても、これはサプライサイドの効率化だけではなくて、ユーザー側が、例えば、電子レシートのような形で利便性を感じられるようなやり方とか、あるいはマーケティングに使うことも含めて、いろいろな

関係する人が連携をしながら、これも先ほどのデータの標準化であるとか、あるいは匿名加工というところがポイントになるわけだが、これについての課題を抽出し、今後、実証実験をいろいろな形でやっていこうという方向性で現在考えているところである。

○野原議員

そうした消費データの利活用をどう進めていくというか、どういうステップで、どれぐらいの時間軸でどういうことをやっていくのかということも目標として設定するということもしていくといいのではないかと思っており、またその際にもいろいろディスカッションさせていただければありがたい。

○広瀬次長

せっかく総務省の統計局から来ていただいているので、主査ペーパーにあるこういった 商流データを消費統計とかに使っていけるかどうかという視点、一言お願いしたい。

○千野総務省統計局統計調査部長

我々、政府統計においても、統計にビッグデータを活用していくことは重要な課題だと 思っている。家計調査という家計消費を捉える調査があるが、これは1世帯平均の消費支 出額ということで、我が国の個人消費全体の動きとはまた違うものになっており、個人消 費全体を捉えることができるような統計をつくりたい。そのために、ビッグデータだとか、 あるいは行政記録情報といった、いろいろな情報源を活用していきたい。

○野原議員

その際には先ほどの経産省の動きとしっかり連携していただき、ダブルルールにならないようにしていただきたい。言うまでもなく、家計調査はひとり暮らしの人とかは入っていないので、若い世代の消費動向がなかなかわからない。

○千野総務省統計局統計調査部長

単身世帯は、入っているのだが、サンプル数が少ないので、四半期ごとの公表になっている。

○野原議員

ひとり暮らしの数、パーセンテージは高いのだけれども、なかなか家計調査で把握できていないと理解している。

○小林主査

その件に関して、最近のGDPというものは、速報だとマイナス成長だったものが確報だとプラスになるぐらい揺れ動いている。その原因の1つかどうかはわからないが、今の統計手法で消費動向そのものを本当に捕捉できているのか。また、こういうフィンテックだとか医療・健康分野でのビッグデータ利活用、シェアリングエコノミーなどによって、人々にとっての効用は大分上がっているのだが、それが必ずしもGDPに反映されない。そのぐらい揺れ動いている中で、政府自身が、GDPに固執しない新しい統計手法、新しい物差しをつくらないと、変な方向に政策を誘導してしまいかねないのではないか。ひたすらGDPだけを増やせばいいのか。そうではなくて、人々にとっての真の効用、ユーティリティーを上げることが政治の役割なのだろうと思う。今日の議題とは直結していないかもしれないが、私はそのあたりにいつも非常に大きな問題意識を持っているので、ぜひ研究をお願いしたい。